

1 議事日程(第2号)

(令和元年第5回久山町議会12月定例会)

令和元年12月9日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

1番	山野久生	2番	清永義弘
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
健康課長	國寄和幸	会計管理者	松原哲二
上下水道課長	原之園修司	教育課長	森裕子
町民生活課長	矢山良寛	税務課長	佐々木信一
産業振興課長	久芳義則	魅力づくり推進課長	川上克彦
福祉課長	稲永みき	財政課長	久芳浩二
都市整備課長	井上英貴		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（阿部文俊君） 日程第1、一般質問を行います。

現在、久山町議会では、一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番久芳正司議員、発言を許可します。

久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私の質問に対しては、町長さん並びに担当課長さんのご返答で結構でございます。どちらでもご返事いただきたいと思います。

4項目ございまして、一つは危険な通学路の水路の改修について。また、2番目に、レスポアールの屋根の車寄せということ。3項目め、上久原観光交流センター計画跡地の問題について。これまでは前回9月の議会で問うた同じようなことでございますけれども、再度ご質問いたします。4番目につきましては、現在、役場の駐車場の増設についてご質問いたしたいと思います。

まず水路の問題について、上久原の主要生活道路に沿った水路改修の必要性について再度ご質問いたします。まず、水路の問題について、上流の区画整理区域の水路は、高さが90cm、幅60cm、水口540㎤に対し、接続された下流の既存水路は、水口面積240㎤から350㎤の部分が数カ所ございます。31年度、30年度2度にわたり水門の管理はできたにもかかわらず、水路と道路の区別がつかないほど危険な状態となりました。また、住宅地への浸水が起きました。このような状況を行政は把握できているかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 大雨、特別なですね、時間当たりの雨量が大きくなときには一時公民館周辺に水がですね、道路に上がったことは把握してますし、ただそれは構造的な状況ではないと思っております。どの地域であっても、1時間雨量が60ミリ以上超えるとですね、一時的には水がたまるということは当然あり得ることで、上久原についても同じ状況だと把握してます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 既存の水路の上流には、流れが分散される構造となった。また、大雨のときには、行政区長と農区長に水門管理の依頼をすれば心配はないとの前回の回答でございました。担当課長にお尋ねいたしますが、各区長さんにはどのような指示をもって依頼されておられるのかお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） はい。区長さんに対してのご依頼ですけれども、大雨、また、災害等ですね、発生する恐れがある場合には、事前に個別に電話のほう掛けさせていただきまして、水門管理等していただくようお願いをしておるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 依頼してあるということでございますが、依頼ができたとしても、深夜の豪雨とか、家から出ることができない、また、不在で管理ができない、また、区長さんがこれから高齢である場合など、依頼しても放置する以外には方法がないと思いますが、その点いかがでございましょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 放置する以外ないとかいう状態ではないと思います。今もう事前に大雨等の予報というのは把握できるわけですから、その点を先ほど課長が言いましたように、各行政区の水利に関する区長さんはじめですね、方々をお願いしてるわけでこれ何ら難しいことではないと思っておりますし、今の上久原の状況で1時間雨量がかなり大きな雨量が降ったときでもですね、人家に大きな被害が出るような状況には私はないと把握しています。時間的な経過がですね、いわゆる一部浸水があったとおっしゃってますけれども、それは一時的なという、必ずどこでもあります。それが全体が床上浸水とかですね、そういうふうになるような状況の今の上久原の水路の状況ではないと思っておりますし、上久原の区画整理の状況関係で上ヶ原の水の流れが少し早くなったということもありますので、あの辺は大きな水路を県道を通して、改善をしてるわけですから。それから下流については、先ほどおっしゃったように、通学路の横の水路というのは私はそういう危険な状態の水量が発生したという記憶はあまりございませんし、むしろ集落内を通ってるちっちゃな水路がやはり一時的に大きな雨が降った場合にですね、民家の庭にあふれるというようなことはあっておりますけど、これは町内どこの地域でも既存のちっちゃな水路というのはたくさんあるわけですから、それはそれなりに改修はしていておりますけどですね、大きな流れをやはり、上久原の場合は今、そういう形で解決をしてきてるわけですから、ちっちゃな部分を言われるとですね、それをどうするのかというのは、今のところそこまでの状況にはないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） この前の回答でもですね、町長は町内どこでもあると。大きな雨であれば当然どこでも起こるといっておっしゃいましたが、やはりそういうところがあればですね、やはり防御していくのが町の仕事ではないかと思っております。町内も上久原の私が申し上げる水路も、これは数十年、昔の水量と全然変わっておりません。今は雨量がとても大きな問題になっておりますので、昔のままの考えでは少し違うのではないかという感じがしております。また、先ほど課長さんが申されたように、区長さんに依頼しておるといところでございましたが、やはり私どもも経験したことがございます。いざ止めに行こうとしても、やはり危険なところがありますので、行けないということがあると思っておりますので、いずれにしても今後、下流の水路にはあふれ、大量の水が住宅地へ流れ込むということは水害を引き起こすという想定内であろうかと思っております。上久原区民の避難所は、公民館と指定されておりますが、下流の住宅の方々は水路が怖くて行けないと。また家庭には若い家族もいない、とても不安であるという声があることをお伝えしたいと思っております。

次は、道路に面する水路壁の底が壊れ、道路に支障が出始めているところが数カ所ございますが、ご存じでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 大体上久原の中道の水路は常に点検をします。議員がおっしゃっているのが具体的にどこかというのは私もわかりませんが、もしそういう危険な箇所があれば、補修はしていきたいと思っております。それから、ちょっと先ほどの点なんですけれども、ちっちゃな水路があふれ出す、これをいいのかという、決していいとは言いませんけれども、ちっちゃな水路を全部ですね、家が建ってる集落の中を改修するのはこれはもう相当な事業と時間が必要となります。だから、そういうことが起こらないように今、大もとの水路を改修を進めているのが現状でございますので、それと、時間的に水がちっちゃな水路をあふれたとしても、今の現状ではすぐに引いてるぐらいの私は状況ではないかなと思っておりますので、ただ一部にそういう庭にやはり大きな雨が降ると、ちっちゃな水路ではあふれるところがありますのでね。だからそういうことは、その水路全体を家が建ち並んでる中をずっと大きな水路に切りかえるということは、なかなか難しい、経費的にもですね。だからそこに影響が及ばないように大もとの大きな水路の改修を進めるべきだということで今計画的にやっているとでございます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 今の町長さんの説明は理解はできます。おっしゃるように、上部のほ

うは大きな水路が改修がもう終わりました。また、下部のほうも大きな数倍の水路ができておりますので、その心配はないかと思いますが、私は申し上げるところの500mほどの水路は、先ほど申し上げたように、数十年あるいは100年以上前かもしれませんがそれに造られた水路の大きさでございますので、かなり水害の予想というものができると思います。ぜひ考えていただきたいと思います。

以前、住宅のセットバックをなされた後に、水路改修を行う旨の回答をいただいております。本当にそれでよいのでしょうか。現在、住宅の建て替えを待っても10数年、あるいは100年以上かかるやもしれません。ここでご質問いたします。10数年、また100年近く待った計画がよいのか。現在セットバック済みの家が4件ございます。空き地も3宅地、この現在を有効に生かし、これから計画を始めてもよいのではないかと質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 具体的な場所がわからないんですけども。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 具体的な場所を申しますと、これはお寺の前から橋本の出口までのことでございます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そのセットバックされてるっていうのはどういうことか私もよくわかりませんが、水路の側なのかそれとも、その反対側なのかですね。ご存じだと思いますけど、水路には、上久原の水路には水路敷にですね、家の基礎がついてあったり、そういうところがたくさんあります。だから、根本的にセットバックができればというんじゃなくて、あそこは地区計画がかかってますけど、整備計画がかかってますけれども、4mか5mだったと思いますけど、それをどちらに振るのかというのをきちっとやはり集落で決めるべきがまず優先だということでございます。それから、そのような状況のところは上久原だけじゃなく各集落あります。上久原についてはご承知のとおり、上久原区画整理ということで大きな事業を町の税金を通してやってるわけですから、もしやるとしたら、私は優先的にほかの地区の集落ではないかなと思います。やらなければいけないところはたくさん町内にあると思いますけどですね。そういう意味では、やっていきたいと思っております。地区整備計画ではなくて地区計画の中で、中道の幅員とかいうのもお決めになると思います。どちらに振るのかというのはまだ決めてないんだと私は思います。水路の右側なのか左側なのかですね。そういうのがきちっとまず進めることが第1と、今申しましたように、あのような状況のところはセットバックしてもらってるところは各集落内にたくさんあります。それは将来の状況によって整備していくというのが基本方針ですか

ら、そういう中で当地区だけをあつてるから先にやんなさいということには私は無理があるんじゃないかなと思ってますので、その辺はやはり状況を待つしかないと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 具体的に申し上げますと、個人の名前であると思ったので控えておりましたが、500mの中にですね、実際、今おっしゃった溝の反対側です。溝側はほとんどが住宅がいっぱい建っておりますので、そちらのほうは地区整備計画の上久原の中でも、右側を道路の反対側をやるということに決まっておたと、このような記憶がございます。この反対側が現在4軒、もう新しく家を建ててセットバックがなっております。また、3軒は住宅を解いて今空き地といういうことになっております。それから、残るところの8軒はもう将来、それこそ数十年はもう動かすことができないだろうというような想像がつく家でございます。そういうところを考えておりますと、やはり、現在、最近特に小学生が増えた、水路は怖いという話があり、蓋ができないかという質問がございます。また、デイケアの車や、配達便が最近是非常に多いと、全く離合ができないと、離合場所が欲しい、このようなことが数多く聞かれておりますので、現在、セットバックの済んだところ、あるいは空き地を利用すれば半分は大きな計画道路ができるかと考えておりますので、ぜひその点を再考していただきたいと思って質問をいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、まず1点ですね、上久原の中道の整備については、水路側ではなく反対側でいこうという、これ本当にそういう決定が出されてますかね。それがまず1点あります。それはきちっと今度整備計画の中で約束されたものにならないと行政もそこに手をつけることができませんし、先ほど言いましたようにそれが1点とですね、そういう状況があるからそこを優先的にやるということは、これはまだ、町全体のことを考えて、我々は予算執行してますので。それから、中道については確かに離合場所がないからこそ早くですね、ということで、阿部正信さん宅のお宅のところを離合できる7mぐらいの余裕を持ったと、道路幅員をとらせていただいておりますので、今は結構そういう宅配便とかいうのはですね、それでできてるんじゃないかなと思いますので、議員がおっしゃる、今の状況が決していい状態だと思いませんけれども、あそこを本当に本格的に整備しようとしてこれから将来すれば、やっぱりきちっとですね、地域の方の合意形成というのをとるのがやはり先ですので、その辺のところをまたぜひ地元の議員さんとしてですね、区長さんたちともご協議を願えたらと思っております。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） はい。今町長さんがおっしゃったように、現在、セットバックしていただいているところは正信さんもございます。亀井さんのところもございます。また福良さんのところも引いていただいております。そういう関係で、現在やって、非常に助かるところが多いというように見られますので、ぜひともその部分だけを、セットバックした部分、空き地である部分、この部分をやってもその困った部分の半分はですね解決できると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思って、次の質問に入ります。

2番目の質問で、レスポアールの屋根について質問いたします。9月の議会において、あれは非常にいいことだと、自分も必要であるというようなご意見を聞きましたので、その後の進ちょく状況を尋ねたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 教育課長に回答させたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育課長。

○教育課長（森 裕子君） はい、お答えいたします。前回の議会においてご質問いただきましたレスポアール久山の車寄せの設置についてでございますが、議会終了後、教育課職員やレスポアール久山の管理者、設計者等関係者を交え協議を進めているところでございます。車寄せの部分に屋根をつけ、乗り降りの際に雨でぬれないようなカーポートタイプの屋根を設置できるかの検討を行っているところであります。構造や仕様等が決まり次第、見積もりを依頼し、令和2年度の予算要望をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 早速検討していただきまして本当にありがとうございました。ぜひとも実行に進めていただきたいとお願いいたします。

次に、3番目の上久原観光交流センターの跡地について、この件につきましては、前回の定例会についても質問いたしました。上久原の観光交流センター計画跡地は町長は議会の提案に委ねる意向のようでしたが、議会といたしましても、町民の意向に沿った計画を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願い申し上げて、この件は質問ではないと。

（町長久芳菊司君「ちょっと」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと誤解があるようですけれども、上久原交流センター跡地については、議会のほうに委ねるという、こういうことはありえないですね。私が申したの

は、上久原交流センターの事業につきましては、久山町の一つはやはり農業の振興、活性化で、久山町の農業はほとんどが水田農業、稲作農業で進んできて、これは将来必ずですね、農業としての経営としては、行き詰まってくる。農業者の高齢化が進む中で後継者も育たないだろうという危惧があったので、早くそういう状況を切り替えていくためにやはり久山町の農業は、150万都市を控えている、隣にですね、だから、やっぱり収益性の高い都市近郊型の農業に切り替えていく必要があるんじゃないかということで、そのためにはやはり、若い人たちが農業をやってみようという、そうするとやはりそういうきちっとした販路の保証があるような状況を作らなければならないということで、まずは販路となる観光交流センターというのを道の駅とあわせてやっていく計画を進めたわけです。けどあのかんときは、1番声が大きかったのは、議会あたりでも、生産者が少なくて、そういうものを出すものがないということが主としてありました。私全く逆の方向からなんですよ。鶏が先か卵が先か。ではなくて、生産者を増やして生産物が増えたらからその施設を造るのかという。けどそれではいつまでたっても、現状のように生産者あるいは若い人たちが農業を生業としてやる人たちが出てこないだろうと私は思っていましたけれども、そういう意見がたくさんありました。結果的に私は農業振興だけじゃなくて農業振興をするにはそういう販路をするには、やはり久山町の商工観光につなげるべきだという、そういう思いっていうか願いで提案させていただいたんですけれども、結果的にはこれは予算の決定は議会にあるわけですから、議会の決定はそれはだめという結果が出たわけです。そうすると本来願ってた農業振興はどうなるのかというときに、今の土地の活用が言われてるわけですから、そうならばやはり議会からもそういうご提案があってもいいんじゃないかということをお願いしたわけでございますので、議会に委ねるとかいうことはとてもじゃないけどありえない。ただそういう議会からの提案、当然、鶏が先かということで私は鶏を先にしましたけれども、それがだめならば、それにかわるものをですね、当然、議会の皆さんも農業振興というのは非常にこう皆さん訴えてあるわけですから、あるわけですからそれにかわる何か代替案を出していただいてもいいんじゃないかなと。それが経営的にも町の財政的にも、あのかんとき、4億も8億もとかいうことを言葉がありましたのでね、そういう町の財政あるいは経営的にも大丈夫というような提案であれば当然執行部としてもそれは取り上げてやっていきたいなと思ってます。そういう意味でございますので、ちょっと今久芳議員さんがおっしゃった発言と私の言ったのと趣旨が違うので、訂正をさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 私の発言で、議員に委ねるところが町長さんの意に沿わないと

ということでございます。私の考えといたしましては、農業にかかわってですね。議会としてそういうことで進めていきたいと、当然進めるに当たっては、執行部と相談してのことでございますので、そういう夢を持ってお互い夢を持とうと、議会から提案してもいきますのでよろしくお願ひしますという意味で私は申し上げたところでございます。よろしゅうございましょうかその辺は。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、大いに議論とかですね、ご提案はお互いにしながら進めさせていただければ、私たちとしても十分その意向に沿ってまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） ぜひそのようによろしくお願ひいたします。

次に、役場の駐車場について質問いたします。駐車場が満車になり、駐車できない状況が多々見受けられることがございます。駐車場の増設の意向があるかどうか、まず執行部にお尋ねいたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 駐車場の増設ということですが、年間を通してですね、議員がご心配されてるような状況は、本当に少ないんじゃないかなと思ってます。それで、ただ、税の申告時期とかですね、あるいは役場内でいろんな行政委員会あたりが重なったときに、駐車場が満杯になってるっていう状況は出てきてますので、それも数少ない状態の中でございますので、そういう特定のときにはですね、特に税の申告あたりのときは、役場下の忠霊塔のところの駐車場、職員が駐車場として大半使ってますけれども、これは職員のほうに呼びかけて、役場の下総合グラウンド公園のところですね、駐車場がありますのでそちらに止めるように指示をしています。それから、今回それでもまだ上が満杯になるような状態のときがありますので、今まで庁用車を上に上げてた分を全て下に下すというそういう方向を考えてますので、結論から言って今のところ、限られた役場周辺の敷地の中での駐車場の増設は考えておりません。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） 現状はですね、町長がおっしゃるとおりだと私も考えております。確かに平常時は問題はない。しかしながら、おっしゃったように区長会とか農業委員会、何か会合が一つありますとですね、大体満杯状態になる。このようなときに、めったに役場に来られない町民の方がおいでになったときに、駐車場がないという状況が多々ございますので、ぜひとも考えていただきたい。また、現在のように、緊急な招集等々があった場合は全くパニックを起こすような状態になろうかと思っておりますので、やはりこれから少しは

拡張の時期ではないかと重ねてご質問いたします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今申したとおりですね、急にたまたまその日満杯になったとしても現状ではこういう敷地内ですから、交通が、一般車両がどンドン行き交うわけやないから、皆さん進入口の通路の片側にですね、それも上のほうとかあるいは隣の保健センターのほうに止めたりという、そういう状況で何かこう混乱したという状況ではございませんので、今、増設というのは考えておりません。それから緊急のときはですね、もう下に大きなグラウンドがあるわけですから、十分対応はできると思っています。

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

○9番（久芳正司君） よくわかりました。これをもちまして私の定例会の一般質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、2番清永義弘議員、発言を許可します。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 清永でございます。よろしく申し上げます。

今回の一般質問につきましては、先月もいたしました防犯カメラの設置状況について確認したいと思っております。

前回、9月議会において久山町の防犯カメラの設置状況について質問したところ、公共施設では両小学校を含む5カ所、また、猪野バス停付近に1カ所、合計11台の防犯カメラが設置されていることが確認できました。しかしながら、行政の要である役場や中学校には設置されていないことも判明いたしました。

また、質問中、町長が申されました住民の安全性、子どもたちの安全を守るという観点については同一意見というのわかりましたけども、私が総合的にした内容については、やはり子どもたちの登下校時の交通事故や犯罪防止の問題と、役場庁舎内では庁舎内外のトラブルや犯罪を未然に防ぐという一つの方法として防犯カメラ設置が必要ではないかというところの質問をしたものでございます。

現に両小学校では指導員の方々、中学校も含めてでございますけど、方々が子どもたちの監視を含め活動していただいているのも十分わかっておりますし、庁舎内におきましては、警備員さんを配置するなど努力されていることも十分にわかりました。

そこで、前回の質問の中に町長は、中学校とも協議をして通学路を含め検討すると答弁されておりますので、その協議の結果と学校側との意見や要望があればですね、あわせて確認したいと考えておりますので、これは担当部署である教育課長のほうから協議の結果について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 教育課長。

○教育課長（森 裕子君） お答えいたします。

防犯カメラについて学校側のご要望を伺いました。現在両小学校には生徒昇降口に防犯カメラを設置していますが、中学校にはありませんので、昇降口に防犯カメラがあれば問題が発生したときには生徒の登下校時の確認はとれると思います。ただし、ご存知のように、どの学校とも学校敷地内や校舎に入れる場所は複数ありますので、防犯カメラを一つ、二つ設置してもあまり有効ではないと考えられます。また、通学路におきましても、範囲が広いことから設置についても切りがないと考えられます。学校側もそのような状況を承知されておりますので、必ず設置が必要だということはありません。

そのような中、本町では児童・生徒の安全を確保するために学校や地域においてさまざまな取り組みを行っています。その一つに幼・小・中学校区安全対策委員会を年3回実施し、学校、家庭、地域が連携して学校安全、交通安全に取り組んでおります。

ご質問の防犯カメラの設置については、昨年、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け、防犯の観点による通学路の緊急安全点検を実施し、特に対策が必要な個所の抽出を行いました。現在、久原交差点地下道や下山田交差点地下道等の人の目の見守る目が十分でない場所に防犯カメラの設置の要望を行っているところです。

両小学校では、校区安全マップを作成し、校区内の危険個所の情報共有を行い、子どもたちの安全意識を高めるとともに、子ども110番プレートの設置や保護者や地域のボランティアによる登下校時の見守り隊の方々との連携と登下校時の安全に取り組んでおります。さらには、PTAから防犯ブザーの配布など、子どもたちの登下校時の安全確保のためさまざまな取り組みを行っているところです。

このように、家庭や地域の協力を得ながら子どもの安全確保には万全を尽くしているところです。学校現場からは、ICT教育推進のための施設整備や教科書改訂に伴う教科用の備品購入など現代的な緊急課題に優先して対応してほしいと要望されております。今後も幼・小・中学校安全対策委員会を中心に学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の安全確保に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今課長が申されましたように、対策委員会を開かれまして対策をされているのは十分わかりました。しかしながら、中学校をまず対象と見た場合に、先ほど課長も申されました、それから町長も前回申されましたように、いろんな場所から出入りするということで管理が難しいというのは十分わかります。しかしながら、中学校総生徒

290人が久原方面、それからまた山田方面からずっと向かって中学校に来るわけですから、その中には歩道が2カ所ですかね、中学校前の交差点と、それから役場横のロータリーというか、あそこにも交差点があります。横断歩道があります。そういうところを通過して子どもたちが来るわけですから、そこらあたりの監視、管理をするというのは行政側としても十分大事なことではないかと思っております。

それと、学校のほうにカメラをつけてあるということでございますけども、これ私が調べたところでは、あくまでも小学校に入った玄関口にカメラがついておりまして、これは確かに子どもさんたちが出入りしたときのビデオ録画というのはあります。また、スマートフォンをお持ちの子どもさん方は、この契約の内容がどんなふうになってるかわかりませんが、その契約内容で親御さんのほうのスマートフォンに子どもが出た、入ったというところの情報がデータとして出てくるというのは立派なシステムでありますけども、私が冒頭言いましたように、登下校中の学校の門に入る前後ですね、もう入ってしまえば、前回の説明でありましたように、指導員さんとか管理人さんがいらっしゃって子どもたちがもう中では見守りをしていただいているわけですから、その登校中、下校中の学校の門を出た後の行動について管理すべきやなかろうかということで私は考えております。

そういう中では、中学校を中心としたところは全く防犯カメラがない。それから小学校については、久原小学校については横断歩道もありますし、その門から入っても学校の玄関、山田小学校についても学校の玄関ですから正門も裏門も監視カメラというのはないというところから設置すべきではないかというのが私の意見と要望でございます。

ちなみに費用のことについて言いますと、ちょっと問題があるかもしれませんが、私が調べたところではいきますと、猪野のバス停付近に設置された金額と同等ぐらいで考えておけばいいかなと。おおむね50万円程度。ですから、設置数からすると千万円単位ぐらいの金額が当然かかるわけでございますけど、あと問題上から子どもさんたちの交通安全対策とか防犯対策とかいうことについてはやっぱり設置すべきだろうと思います。

それと、この管理、保守については、SDカードでやりますので、そう大した保守は要らないというところでございます。カラーでいくと355時間、約2週間分の録画ができると。そして、白黒でいきますと2,455時間で約100日間録画可能というところでございますので、その間のいろんなさまざまな行為があったときにやっぱり必要になってくるんじゃないかなというところでございます。

そういう面から、今対策を考えてあるようでございますけど、早急な対策を含めて検討されたらどうかと思いますけど、町長の意見をよろしくお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防犯カメラについてですけれども、問題はやはり町としてどのような町を目指すかということも一つ私はあると思うんですよね。確かに今いろんな犯罪が、これはもう都会であろうと田舎であろうと子どもを巻き込んだような事件というのはたくさんあるんですけれども、私は逆に防犯カメラというのは安全を守るというよりも後の結果っていいですか、いわゆる犯人捜しとか、そういう面が結構重要な役割を果たしているのが防犯カメラだと思ってますので、これはむしろ自治体が積極的にやるよりもこれはもう私は警察の問題だなと思ってます。そこまで自治体が責任を持ってハード的にやらなくてはいけないのか、当然子どもたちの安全からいえばそうだと思いますけどもね。

だから、私は学校側が考えられておられるように、あまりにも安易に今は、自動車もそうですけれども、機械に頼ろうとしてる。カメラを設置しとけば安全を守れると。じゃなくて、学校側の私は考えに非常に同意を覚えます。それよりも地域のみんなで守っていきこう、子どもたちを守っていきこうという、僕はそちらのほうが大事じゃないかなと思います。ただ、何かあったときの確認のために今両小学校でも本当に学校に子どもたちがちゃんと来てるかということで今昇降口にカメラを置いてるわけで、先生たちがおっしゃるように、久山町の学校っちゅうのは全て開放的にしてます。だから、それが危険ということであれば、もうすごい全部を高い塀で囲むというのが安全上からいけばベターじゃないかなと思ってますけど、でもそれは子どもたちの教育にどうなんだろうかなという、また町の久山町の解放したこれまでの教育のあり方について、だからその辺は私は学校やPTAのほうがより賢く対応してあるかなって、むしろ学校のPTAの方たちがおっしゃるのは、そういう形できちっと自分たちも子どもたちに防犯ブザーを持たせたり、そういう安全教育を学校側もしながら子どもたちの見守りをやって、あるいは地域の方たちもそういうご協力をされてる。そういう中で、ただカメラ、カメラ、カメラと言うのはどうなのかなと私自身はそう思ってます。あまりそこを重要視はしてないといいますか、むしろそういう学校と家庭と地域が意識を高めて子どもたちを守ったほうが機械に頼るよりも、私たちは子ども自身もそういう防犯意識を持たせないかん、対応する能力も持たせないかん、そういう形で久山町は進めていってほしいなという思いを持っています。

ですから、最小必要な地下道の出入り口、これあたりは目が届かないところがありますので、そういう形で進めていくべきではないかなと。完璧さを求められるのはわかりますけども、私としてはまちづくりっていいですか、久山町のよさというものを、安全にはかえられないのかもしれないかもしれませんが、そういう別の面での安全対策をしっかり町民の皆さんとやっていく方向でまちづくりをしていければなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今町長が申されましたように、意味はわかります。ただ、私が強く主張したいのは、犯罪の抑止力になるということです。そういう面では本当に必要じゃないかなと思っております。

それと、今申された地下道ですか、ああいうところは本当に人の目が届かないからそういう面での設置っていうのはもう本当に十分大事だろうと思います。しかしながら、町長が申されるように、その機械を頼るといのもどうかと思いますし、前回9月の議会の中で私も申しましたように、町民の皆さん全体が努力をしていただいて、子どもの見守りとかいうところで十分久山町らしい子どもたちの見守りをしてもらってるのももう十分わかっております。しかしながら、総合的に見たときにじゃあどうかなという話になると、やっぱり防犯カメラは設置が必要だと。特にこれは結果論でございますけども、先月の安全対策会議の中でも粕屋署の署長がおっしゃった粕屋町での主婦の殺人事件がありましたけど、そのときに効果を発揮したのはやっぱり監視カメラ、防犯カメラが役に立ったというのが現状あります。町長が申されるように、そういうことはもう当然警察に任せるべきなんですけど、行政ができるわけじゃありませんから、しかしながら結果論としてそういう監視カメラを設置しとったおかげでいろんな事件を解決するとか、先ほど私が申しますように、そういう交通安全だとか防犯だとかいうことの抑止力になるということでは、ある一定程度のところにカメラを設置すべきだろうと思っております。

それともう一点は、庁舎内でございますけど、庁舎内についてもこの玄関と横の裏口とか、それと教育委員会と3カ所、役場に入る場所があるわけですけど、そこもどういふ方が侵入されて、侵入とか、訪問されたかということと、庁舎内でも2、3カ所つけとけばどういふふうなトラブルとか何か問題が起きたというのは監視カメラで管理できるわけですから、そういう面でも庁舎内にも防犯カメラを設置して日々の管理体制というのをしておかれたほうが、幾ら警備員がおったとしても今何ときどういふ人間が来るかわかりませんので、凶器を持ってくるとか、また、庁舎内で大声を出すとか、いろんな問題を起こす方もいらっしゃると思いますので、そういうときに犯罪の抑止力になるというところを考えていかないかなと思いますので、総合的に庁舎内と、それから学校の通学路の両小学校、それから中学校の通学路の少なくとも一部に、重要なところに設置をするという考え方を持っていただければと思いますけど、あらためて町長の意見を聞きたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防犯カメラは犯罪抑止ということをよく言われますけれども、私はそれは我々が勝手に犯罪者の心理を読んでいるんであって、私は犯罪者からすれば本当にそ

うなのかというのは違うかもしれないと思うんですよ。むしろこの町には住民の人たちが子どもたちの安全通学の見守りをやってる、あるいは学校と町でしっかりそういう対策をやってるという、そういうふうな姿が見えるほうが犯罪者にとっては、この町ではそういった犯罪ができにくいなと。防犯カメラがあったとしても町中にそれをつけることができないから、当然私が犯罪者だったらそういうとこだけを避けてやろうと思うんですよ。だから、抑止、抑止というのは僕は犯罪者の心理っちゅうのは一概にそうではないんじゃないかなという気がします。

それと、あったにこしたことはないと思いますけどね。ただ経費の問題でも先ほど議員がおっしゃったような経費かもしれませんけども、私はそのほかに編集、管理する費用がかなりかかりますよということも聞いてまして、それとこのような都市と違って各集落が散在したところにどれだけの防犯カメラが必要なのかということを考えていくと、そこまで行政ができるのかなという思いがしてます。警察は必ず犯人検挙に役に立つということをおっしゃるんですけど、それはもう犯罪抑止じゃなくて、もう犯罪が起こった後の対応なんですよ。だから、これはそのために行政が多額の税金を投入できるかといえば、ちょっとそこは筋が違う。結果的に警察は助かっているということをおっしゃってるんであって、むしろ犯罪が起きる前の防御を町としてみんなで考えていくべきじゃないかなあと思ってますので、もう必要最小限度で私はやるべきだなと、当面ですね。

それから、庁舎内の件につきましては、庁舎は夜間警備は警備員を2人置いていますので、赤外線の出入りのあれはやってませんが、議員がおっしゃるように、2階とか、特に2階あたりについては昼間でも誰が通って上へ行くかっちゅうのはわかりませんので、2階にはぜひそういう防犯カメラ等は早急に取りつけたいなと思ってます。1階については昼間も職員がおるし夜間は入れないようにしていますので、当面そこはまだ置いて、やっぱり2階にはそういうのが必要かなと思っております。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 十分わかりました。ただ、私もしつこく言うようでございますけど、警察のためとかということじゃなくして、町長が申されるように、今の久山町の現状としてはものすごい良い環境にあるのはもう十分わかつとります。本当に20日の日の見守り隊ですかね、ああいうことで町民の皆さんが学校、通学路、ほとんどのとこに立って見守ってくださいたりいう、対策委員会でいろんな協議をしていただくというようなことで、いろんなことをやっていただいているのはもう十分わかりますし、それが理想とは思いますが。しかしながら、何かあったときにいかなんというのが僕の気持ちでありまして、本当に町全体を付けろうとしたらもう億単位いくようになりますから、そういう話じゃなくして、

主要個所の中の小学校、それから中学校、それと小学校ももうけやきの森幼稚園がありますから、幼稚園も同じように中にセットされておるわけですから、外についてはありませんので、少なくとも子どもたちを見守るという中では主要の出入口、校門とか裏門とかです、そういうところに設置するというとこと、先ほど町長が申されましたように、歩道橋ですかね……

(町長久芳菊司君「地下道」と呼ぶ)

地下道ですね、すいません。地下道あたりの管理っていうのはなかなかできませんから、そういうところを主に設置するという検討をしていただければと思っておりますので、なかなか一遍にそれだけの個所だけでも千万円単位はかかりますから行政の費用としてはすぐにはできないとは思いますが、せめて何とか来年の予算の中に検討できるように教育委員会と協議しながらセットできればと思っておりますので、検討方よろしくお願ひしたいと思いますが、町長に再度意見をお願いします。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) まずはその設置については学校関係者、PTAを含めていろんな意見を交わしていきたいと思っております。設置については、設置してそれで終わりならいいんですけど、後の点検保守、維持の費用あたりも含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長(阿部文俊君) 清永議員。

○2番(清永義弘君) そういうことで、町長のほうから回答をいただきましたので十分に検討していただいて、今後の子どもたちの見守りというのを対策として考えていただいて検討していただきたいと思えます。

これで一応私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(阿部文俊君) ここで暫時休憩に入ります。

再開は10時40分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番有田行彦議員、発言を許可します。

有田議員。

○3番(有田行彦君) 私は今回三つの項目を質問させていただきます。質問に際しまして参

考資料として町長のお手元に写真と新宮町コミュニティーバスの路線図があろうと思いますが、確認させていただきます、写真。

(町長久芳菊司君「確認しております」と呼ぶ)

じゃあ、よろしく願いいたします。

それではまず最初に、高齢者の交通安全確保のための施策やコミュニティーバスの利用についてご質問いたします。

高齢ドライバーによる交通事故や高齢者の交通事故被害に遭うマスコミによる報道が目につくようになりました。ペダルの踏み間違いや高速道路での逆走運転など、10月25日付の西日本新聞の報道は、81歳の男性が関係した事故で男性は昨年運転免許証を更新し今年4月に車検も済ませていた。先日も逆走運転事故がありましたが、乗用車の不具合や持病、アルコールの影響を伴わない事故でした。車を利用しないと日常生活が送られないとのこと。また、免許証返納もできない高齢者がおいでになる。

そこでお尋ねいたします。11月27日現在、久山町の高齢者1,848人、全体人口20.4%が交通被害者、加害者にならないための交通安全確保のための町独自の施策は考えられているでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 質問の趣旨がちょっと違うような感じがありますけど。町民の方が加害者にならないことですね、そういうことということですけども、町独自でそういう問題について取り組めるとしたらやはり高齢者の足を担うといいますか、そういう意味で今年の4月から久山町の公共交通体系を大きく見直したところがございますので、そういう形で町としては高齢者対策をやっていきたいと思っています。

ただ、今日非常に高齢者の事故が注目されていますが、マスコミ報道にもよるんでしょうけれども、これについて私は今の大きな社会問題だと思いますけれども、一つには、人間そのものがいろんな、今ICT、IOTと言ってますけども、そのような科学の道具に頼ってしまって機能が低下してるんじゃないかなと思います。事故の発生が高齢者だけに特定して今じゃあ増えたのかといえば、テレビ報道ではそうじゃないと言っているんですよ、若い人たちの事故もやはり同じように多いということ。ただ、高齢者の場合が重篤な事故になってるということでこれだけ今世間を騒がしているんだろうと思いますけれども、それは高齢者が以前はマニュアルで必ず足でクラッチを踏んで、ギアを入れて、それから発進というのがもう簡単にオートマってことでスイッチ一つでギアも簡単に入るということで、そういうことにだんだん人間が機械にならされてきたと。そういう結果、人間の注意力、能力が低下した結果だと思いますので、これは抜本的な対策というのは自

治体でどうすることもできない問題だろうと私は考えています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も町長の今の答弁で納得するところもございしますが。高齢者の方も自分で運転できておればどうしてもやっぱりそばにある車に乗る、コミュニティーバスに乗るといふよりですね。それから、若い人の中にでもということになっておりますが、今度は別の意味であおり運転とか、そういうふうなことがあっております。これは年寄り、年とったからの問題ではなかろうとは思いますが、悲しいかな、我々もそういう年代になっておりますので、いつそういうことが発生するかわからないというのが自分なりに反省した反省点でございします。

そういう意味からして、高齢者ドライバーの事故防止に取り組んでいる自治体もその中ではあるわけですね。高齢者ドライバーによる交通事故が相次ぐ中、事故防止のためペダル踏み間違い対応の加速抑制装置を備えた安全運転サポート車とか、あるいは後づけ安全装置への関心が高まっております。高齢者に踏み間違い防止ペダルや後づけ装置の購入を支援、助成している自治体もあります。国は75歳以上を対象にサポート車だけ運転できる限定免許を導入する方針、須恵町などが検討をしているとのこととあります。久山町でも安全運転サポート車や後づけ装置購入を支援、助成して限定免許を導入することを検討したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。この限定免許というのは、先ほど言いましたように、国が75歳以上を対象にサポート車だけ運転できる限定免許を導入するというところでございしますが、どんなふうでしょうかね、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そのような国が行う法律的なそういう高齢者に対する免許の与え方というのは、これは当然国としてやっていただければそれはそれでいいんじゃないかなと思いますけれども、ただ私も有田議員もそうでしょうけど、そういう年代になってくると高齢者と言ってひとくりに何かそういう制限をされるのには一抹の抵抗を覚えるのも確かにあります。やっぱり高齢者といえどもいろんな人が状況があるわけですから、ただそれについてある年齢的に一定のラインを引いた形での一斉的な法的による免許の付与というのは賛同するところとございします。ただ、行政として、一自治体として行うことはちょっとこれは難しいんじゃないかなと思います。

ただ、先ほどおっしゃったセーフティーサポートといいますが、そういう装置についての助成、これは東京都が今やっておると聞いてますけれども、これはそれぞれの自治体の財政事情等によってくると思います。そこまで各自治体が対応できるかといえは、ちょっとこれはどうかなという思いもあります。現在県内ではそういうことをやっていると

ありませんけど、須恵町がやって、実施されてるのかどうか私もよく知りませんが、久山町でやっても件数的にはそうないのかもしれないかもしれませんが、思うのは、もう先ほどの件もそうですけれども、新しく出てくる社会問題に対してすべて自治体でそれを一部財政的な支援をとることが余りにも多過ぎて、これはやはり軽々に判断する問題じゃないと思いますので、基本的に国が政策的に進めるべき問題だなと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 高齢者につきましては、久山町内の住民の方でも、俺は高齢者じゃないというような九十何歳の方が車を運転して事故を起こされた。恐らく本人は、俺は運転できる、高齢者扱いするなというような気持ちもあつたろうと思いますよ。ところが、自分の思うたことがもう年とっていつの間にかそれができないという状態というのも、これまた高齢者のわれわれが進むべき道だろうということも考えます。

それから、先ほど国がサポート車だけ運転できるというような限定免許のお話ししましたけれども、このサポート車っていうのはペダルの踏み間違い対応の加速抑制装置とか、後づけ安全装置をつけた車なんですね。これこういう車をするためには、自治体によっては補助しますというような自治体もあるということをお話は述べたわけです。それで、限定免許を取ろうとしてもそういうサポート車を運転するという事だけではいいことなんですね。私は予算もさることながら人間の生命、こういう人もおいでなる、こういう方を救っていくのも自治体の役目。

久山町には現に、先ほども言いましたように、1,848人の高齢者の方がおいでになる。町長は人口が9,000人になったと言われますけど、この1,848人は人口比率からいうと20.8%、決して低いということじゃないと思うんですよ。だから、こういう人たちを何らかの形で交通事故から守るといっても私は行政の役目だろうと思います。予算よりも生命を守るというのが、これまた行政の宿命であろうと思っています。

次に、先ほどの質問とよく似てるんですけども、高齢者の自主免許証返納について、イコバスの回数券以外の代替戦略、施策、イコバスがあるからいいじゃないかと、コミュニティーバスがあるからというような話も町長されましたけども、高齢者の運転免許証自主返納について久山町の平成30年中の自主返納者は17人、今年返納者は10月末で7名、免許証を返納すると病院への通院や下久原風月原などの高台に暮らす高齢者には買い物等が不便になる。町内ではイコバスを運行し、イコバス回数券で補助する施策があるが、それで十分とは思えません。ほかに町独自の施策が考えられないか。

先ほど町長は、コミュニティーバスがあるからいいんじゃないかというようなお答えもされておりますけれども、今までの私の質問の中でもイコバスだけではというような感じ

を持っておるんですけども、さらに町長のお答えを聞きたいなと思っておりますが。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 現在はエコバスの回数券5,000円分相当を免許返納者には付与しています。それ以外今のところ、対応についてはまだ検討をしてない現状でございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 大体それが久山町の行政の対応だろうと、現状だろうと思いますが、実は公共交通についていろんな研究をしている自治体を視察してきました。10月9日、10日で京都府京丹後市に公共交通について委員会で視察に行きました。

京丹後市では、タクシー会社が撤退し高齢者が安心して移動できる輸送サービスとして200円バスやデマンド運行バスを移動手段として確保していたが、デマンド運行バスに対する利用者から不満が出、デマンド運行も継続しながら新たにウーバーシステム、ICTを活用した運行を導入した結果、過疎地域でも持続可能な運行が確立できると好評で、支え合い交通として運行中とのことであります。京丹後市でもいろいろな方法を考えたんですね。久山でないような方法をやってこられましたけれども、それでも例えばデマンド運行についても京丹後市では不満が出てると。それじゃあってということでウーバーシステムを活用した運行を導入して支え合い交通としてやってるということで、京丹後市も公共交通についていろんな取り組みを研究してある。久山町もエコバスだけでなく、再度お話ししますけれども、高齢者の移動手段を研究したらどうかと思うわけです。その点どうでしょう、ほかのそういう自治体もあるということで。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 京丹後市の状況というのはちょっと私もわかりませんので、久山町みたいなちっちゃな町でこういうふうな町なのか、市ということをおっしゃってましたので全く状況が違うんじゃないかなと思いますので、視察になって委員会の皆さんがこういう形はとったらいいんじゃないかというご提案があればそれは検討させていただきたいと思っておりますけれども、今聞いたお話の中でよそがやってるからということで今ぼんと私のほうからうちもという、そこまでちょっと状況がわかりませんので、ぜひその視察地の状況を職員のほうにも知らせていただきたいなと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 京丹後市の資料はここにありますがけれども、やはり人口はですね、京丹後市というのは6つの町が合併して約5万7,000人の人口になっていると。その中で旧丹後町が5,500人、そこで支え合い交通とかやってる。こういう旧丹後町というのは久山よりもまだ不便なところだったということです。それで支え合い交通というのが始まりま

したと。例えば以前も交通事故が起きては大きな問題になりました。その中で90歳の高齢ドライバーが交通事故を起こしたと。その結果、ドライバーと歩行者の双方が亡くなると、そういう事故が起きたんです。だから、これはもう予算というより命を守らないかん、そういうことがこういうふうな働きかけになったんだという担当の話でした。必要であればここに資料ありますので、担当課長にお見せしても結構でございます。

それで、ぜひそういうことから考えると、町長、予算とかそういうこともさることながら、命を守るという立場からするとこれは非常に行政の責任でもあろうと思います。

そこで次に、公共交通空白地域の救済措置ということではちょっとお尋ねします。

町内にはエコバスが走ってるというような町長先ほど言われましたけども、エコバスが来ないところもあるんですね。例えば猪野地域の轟、荒平橋地域の方や、中久原、山内、吉野地域の方は、エコバスに乗るためにはバス停まで行く距離が遠く徒歩ではとても無理だと。そういうところもあるんです。そういう公共交通空白地域解消のための施策はどう考えられましょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 京都のところの視察に行かれて、有田議員が久山ではこういうことができるんじゃないかというのをぜひ聞かせていただきたいと思います。この資料を見とけばあちょっとあれなんですよね。だから、久山町でそれが活用できる内容なのかということをおわれわれも知りたいし。全く状況が違うわけですから、そういう中でせつかく視察に行って、議会で行ってこられたんだろうと思いますので、その町の施策が久山町の中でこんな活用ができるんじゃないかということを感じ取っておられるならばぜひそこを教えてくださいなと思います。

それから、問題はやっぱり議員がおっしゃるように、久山町は特に鉄道がないというところで交通システムっちゅうか、一番アキレスになってますので、だからこそかなりのお金を投資して今のコミュニティーバスの体系を作ったわけですね、4月1日で。西鉄バスさんをもう町に通さないで町ですべてやりましょうという形をやってるわけですから。内容的には私はかなり町民の方、どこの集落におられても利用できる形が整ったんじゃないかと思ってますので、まずはこの状況をしっかり検証すべきだろうと思ってます。

議員おっしゃるように、必ずどんな町で自治体であろうとそこから外れたところにお住まいの方は必ずおられます。それをすべて賄うというのはなかなか難しい面もたくさんありますので、その辺はじゃあ福祉的にどう捉えるかという問題でしていかないと、交通でそれはちょっとやれば費用対効果っちゅうのがものすごくちっちゃい形になるから、命を守ることが大切というよりも、直接命ということではないと思いますけど。そういう問題

をきちっと検証した上で新たな交通体系を考えていくべきだろうと思っております。

それから、イコバスについて今申し上げたとおりですけど、まだ遠いところもあるじゃないかということですけど、以前東久原地域でも奥まで行ってたんですよ、バスも。だけど、ほとんど利用者がなかった。だから、一概的に高齢者の方がどうのこうという状態ではなかった結果、あの路線を少し簡略化したという経緯もございますので、それはやはり状況、状況でやっていかないところにすべての、真上から見ただけでここにも家がある、だからここも全部回らないかと、そういうことでは交通体系っちゅうのは逆に費用対効果の面、あるいは利用者の面からもマイナスになるものが多いから、そういうのを全部検討した上で今の公共交通体系で4月からスタートしてるんですから、しばらくこれをしっかり見ていただいて検証してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに私もコミュニティーバスが山内のところまで行きよったということはわかります。反面、猪野の奥のほうにコミュニティーバスが行ってない。その猪野の奥のほうの九十何歳の方が事故を起こされた。私は必ずしもコミュニティーバスだけではないと思うんです、交通手段は。だから、必要であれば私は担当課長に、担当課長じゃなくてもいい、町長にでもこの京丹後市のこの資料をお見せしますんで、これを見て、これは久山に合うかどうかを研究されたらいいんじゃないかなという気がします。じゃあ、協力してくれと言われれば協力してまいります。

それで、要するに何かというと、100%っていうのはなかなか難しいですよ、それは。すべて100%っていうのは難しい。しかし、そこにおいでになる方は久山町民、100%久山町民。その方たちに言わせりゃ、不公平だと、ある意味じゃ不公平だという考え方も持つてあるかもわかりません。だから、そういう方に対しては代替移動方法を考えてやる必要があるんじゃないかという意味ですよ、公共交通空白地に対するそういう意味でとっていただきたい。そして、こういう資料がありますんで、よかったらお見せします。

次に、イコバスは今年4月からの運行ですが、今度はイコバスの問題についてちょっと触れさせてください。

町民からイコバス運行や空白地域についての苦情要望があつてと思うが、イコバスの利便性向上を目指すため、空白地域の路線や乗り継ぎの時間の見直しなどの予定はありますかと。4月から始まってもう何カ月になりますかね。4月1日から運行のイコバスは以前の西鉄27のBより高校生の利用が少ないと。高校生の無料定期券発行数は120名、1日当たりの高校生の利用者は30人から40人で、高校生の利用者は西鉄バスのときは1日当たり60人から90人であった。その当時に比べると少ないのが気になります。見直しのときは

当然空白地域の救済措置も考えていただきたいが、見直すという考え方はまずどうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目の京丹後市の視察の件で資料を渡すということをおっしゃってますけれども、私がお願いしたいのは、視察に行かれてこれはぜひ久山に合うんじゃないかということでのいろんな費用の面も考えた上でご提案をぜひしていただきたいんですよ。ただ、よその町もこれをやってるからこれをやれとかいうのはちょっとどうかと思いますので、もしそういうことであれば最初から職員も一緒に行っているいろいろ勉強させたいと思うんですけどね。よく言われるのが、大きな市がこれもやってる、福岡市がやっているとされても問題はうちのような町で、うちのような財政規模の中でこういうことが効果的だよということを議員さんが感じられたらぜひそれをわれわれに教えていただきたい。よその町もこれをやってる、これをやってるからということで言われてもそれはちょっと対応できないことが多いんじゃないかなという気がします。それをやはり議員さんと一緒になってわれわれも職員も勉強して住民福祉にやっていく必要があると思っておりますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、4月からスタートしたのにもう改正の検討をとすることはあり得ません。これは地域公共交通活性化協議会というのがあって、その中でいろんな状況を報告しながら、そしてまた変更した場合の利用者の動向も調査しながら1年たったところでまた一応検証していきますので、その途中で改正について考えることはありません。

それから、高校生が少なくなったという、今度利用体系が大きく変わりましたので、もとは一方通行で篠栗から香椎方面という27Bで、今度は逆の方向といいますか、山田の人が今度はJR篠栗、高校生あたりも行ってる。今まで乗ってなかった人たちも乗ってるという形になってる状況もありますので、一概にそれがマイナスの状況であるということは言えないんじゃないかなと思っておりますので、その辺も含めて必ず公共交通活性化協議会というのを年に何回か開きながら状況報告もさせていただきながらやっておりますので、まずは1年たった段階で検証をしてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長が言われるのはよくわかります。あそこへ行ったらよかったとですよ、ここ行ったらよかったとですよ、これよくわかります。ただ、私これ京丹後市に行って、ならあえてよかったところありますかと言われれば、これウーバーシステムで乗り合いタクシーというのをやってるんですね。というのは、乗りたいというときにぽんと押せばすぐ飛んでくると。それで、しかもその運転手さんはその地域内の、正直言いますと

定年退職とか、そういう形の方、それで自分の車を持って運転する、そういうシステムなんです。それで、後はもう詳しくこの資料を読んでいただければわかると思います。そういう点は私はよかったなあという気がします。

そして、なおよかったなあというのは、この京丹後市がこれをやったけど、デマンド交通やったけどこれはつまらんやっとな、こういう研究をされてる。そういう態度が私はよかったなと思います、まず第1。

それから、ちょっと通告書から外れますけど、11月21日、委員会的时候に課長が資料を持ってきたんです。資料を出された、コミュニティーバスの運行状況について。その中に高校生の1日当たりの今現在30人から40人だと。西鉄のときは1日当たり60人から90人ということです。それで、私はあえて、じゃあ利用してない方のことを聞いたら、乗り継ぎが悪いと。どういうふうが悪いとって聞いたら、トリアスまで行って、それから乗りかえないかん。それで乗りかえるのに時間が3分しかない。例えばちょっと通告から外れますけれども、例えば……。

○議長（阿部文俊君） 有田議員、通告から外れる場合、ちょっと短目に説明してやってください。

○3番（有田行彦君） はい、短めに。ただ、これは町長からの質問にもございましたんと言います。

6時28分のとがトリアスから発車する西鉄バスに乗るためには6時28分に着けば6時31分ですね、発車が。それから、7時38分に着けば7時41分、8時45分に着けば8時48分。結局3分しかないということで乗れなかったと。それで、親がそこまで送っていきと、その高校生の都合によって送っていっとるという状態もあるんだということをもひとつ見直されるときは検討していただきたいと思います。

それから、コミュニティーバスの利便性向上を目指した新宮町との広域運行についてはどうなっておりますかね。コミュニティーバスを利用している町民、特に高齢者、高校生等から広域運行を求める声があります。現在篠栗町へ乗り入れています、今年3月議会、私の一般質問の中で新宮町へ相互乗り入れについては新宮町と協議していくと町長の答えでありましたが、現在どうなっておりますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お尋ねの新宮町とのコミュニティーバスの交流といいますか、連結については、新宮町のほうと協議は行っております。ただ、協議を行った中で、今の現状では相互の住民の利用というのはそれほど大きなものはないんじゃないかというのがそういう結論でございます。連結したところでそれだけの利用者数が見込めない。一方で、かな

り新宮町さんもダイヤの変更なりを強いられるし、久山町も今の公共交通体系のダイヤを含めて路線の回り方というのも大きく変わります。また、費用の面でも若干運行距離が出ると思いますが、そういうのを考えた場合に新宮町さんもそこまでの重要性といますか、必要性というのを今現時点では考えられないので、これはまた検討の事項にしていきたいという、そういう結論に至っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長、この新宮町さんのコミュニティーバス路線図、そこ、お手元にありますか。

（町長久芳菊司君「ここには持ってきてません」と呼ぶ）

じゃあ、

（町長久芳菊司君「ありました」と呼ぶ）

私なりに考えてみますと、新宮町のコミュニティーバス、マリックス号はエコバスと同じ協和タクシーが運行しています。協和タクシーの営業所は新宮町の野にあります。エコバスの車庫もそこにあります。エコバスの車体はすでに新宮町内を走っています。これを利用して久山町民が新宮町の野まで行けるように新宮町に働きかけたり、協和タクシーに路線申請等をさせることはできないでしょうか。そうなれば、的野までとりあえず行けば乗り継ぎが便利になるのではないかと思います。新幹線的那珂川基地に博多南駅があるように、どう考えられましょか。この路線見ますと、佐屋、寺浦、的野ですね。とりあえずここまではもう的野の協和タクシーの車庫がありますのでエコバスもここまで行っていますから、何とか新幹線的那珂川基地みたいにして、もうそこまで行けばここから乗り継ぎで行けますから、新宮高校とか行かれる方は。どんなふうでしょうか、町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） よその行政区域に行ってるのは、その路線回ってる時間以外の場所です。ありますので、そこまで延ばすことによっていろんな影響が久山町に出るわけですから、ちょっとそれは難しいんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） よその行政町ということになれば、篠栗町に現に行ってますから、やはり研究するという必要じゃないかと。そして、それで町民が喜ばばそれにこしたことはないと思いますよ。ぜひひとつそれを前向きに考えてみてください。

それから、県の広域公共運行取り組みで県の交通政策課にお尋ねしましたところ、県の交通政策課の話では、コミュニティーバスの広域運行に県が助成するということだが、そうなれば久山町民にとっては明るいニュースで非常に便利になると思う。利便性向上につ

ながる。また、久山町も財政上助かる。県が策定している県交通ビジョンに複数の自治体をまたぐ広域運行路線の普及に努めると明記してあります。久山と隣接している自治体間の広域運行を運行主体の久山を初め、隣接自治体が積極的に取り組めば県も実現に向けて助成、後押しするのではないかと思います。先ほどの新宮と同じようなんですが、どんなふうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 県が進めている広域公共交通についてというのは、例えば本町であれば篠栗、久山、新宮、この間を一つの路線として公共交通をやろうとしたときに恐らく公共広域交通に該当すると思いますけれども。この広域交通は久山町にとってはある程度メリットがあると思いますけど、篠栗町さんと新宮町さんにとってはさほどの重要度というのではない路線なんです。新宮町さんはもう既に鉄道は直接鹿児島本線が通ってるし、篠栗さんもそうです。わざわざ久山通って新宮に行く、そういうコミュニティーバス路線がどれだけの人たちが利用されるかと、これはかなり低いと思うんです。だから、恐らく三者で協議しても話には乗ってこない状況にあるんじゃないか。行橋とか豊前とか、ああいうところは北九州方面とか、そういう行く道順路になってるから広域の公共交通をばらばらでやるんじゃなくて一緒に連結にやりましょう。こういうところは非常にその効果が高いけど、私たちのところは、今申しましたように、ほかの町のほうがそういうメリット性が余りない路線になりますので、それを一つのコミュニティーバスを運行するということは何ら県の補助金を受けてもメリットがないように、私はそう思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は残念ながら久山町の議会議員でございます。私は久山町民がプラスになれば議会議員としても、あるいは行政としても努力する必要がある。ほかの町がメリットがありませんから、それじゃ何のための行政に携わっている、やはりそういう枠を乗り越えてお願いします、その一つの例が篠栗までイコバスが行ってるじゃないですか。やろうとするかどうか、久山町民のためにやらなくちゃいけないという信念を持つかどうかです。私はこれはぜひ町長に持っていただいて交渉すべきだと。ほかの町がメリットがありませんから。ほかの町のことはどうでもいい、私に言わせりゃあ。久山町民がメリットがあればいいんです。助かればいいんです、久山町民が。久山町民が助かるように努力するのが行政ですよ。久山町民が私を議会に送ったのは、あんたがわれわれの声を代表として言うてくれる、だから期待してあんたを議会に送ろうとばい、そういうことだろうと思います。私はその点を忘れたらいかんと思いますよ。

それから、日豊本線沿いの豊前、吉富、それから中津、しかし、その中で一番助かると

るのは上毛町。うちと同じように日豊本線が通ってない。しかし、上毛町に対して県境である中津市が中津駅までコミュニティーバスを通しなせと。あるいは豊前でも吉富でも、よかよ、上毛町さん、ここを通しなせって、あんたんとはJRがなかきと。そういう助け合いっていうのがやはり広域運行だろうと思いますよ。それで県としてもそういう助け合いを自治体同士でせれと言わんばかりの取り組みをなさいということだろうと思います。これについてはひとつ私たちはあくまでも久山町民のプラスになるように努力するのが行政の責任であるということを念頭に置いて私は発言させていただいております。ぜひひとつ町長もその点考えていただきたい。

最後に、イコバスの運賃、18歳以下は無料にすることは考えられないか。これについてどうでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと誤解があったらいけないので先ほどのことにお答えいたしますけれども、必要ないとは私も思いません。町民にとって、あれば利便性が高いのは確かだろうと思いますけれども、お互いの町がメリットがなければ費用負担は当然本町がやるという形になります。だから、そういう費用とか何も考えないで、ただ便利だから久山町民の利便性のために篠栗から新宮までを結びなさいというのは、できないだろうということを私は申し上げてるんであって、それが必要ないということではないということをご理解いただきたい。それがために少なくともJRが通ってないから、JR篠栗との利用ができる久山の公共交通体系をとったわけですが、あれもこれもというのは理想的ではありませんけれども、やっぱり何が何と言っても財政が必要となってくる課題ですから、そこは先ほど言った本当に費用対効果があるのかということを見ると、今はその時期ではないんじゃないかな。久山の人が篠栗に行く人、高校生は確かに何人かおられますけどね、全体的にそういう路線を通過するほど、通すほどの町民移動があるかといえば私ははっきり言ってないと思います。少なくともJR篠栗につなぐことで私は費用対効果を考えればそれが一番ベストだなと考えてますので、誤解がないようにお返事をさせていただきたいと思います。

それから、無料バスということは、今高校生については既に27Bが通っているときにはいろんな民間の割引等を受けてた状況にあったから、それが費用負担が増えるという形になりましたので、高校生については通学支援という形で無料にしています。それ以外について、これを拡大する考えは今のところは持っておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、篠栗から新宮までつなげと言ってるわけじゃない。とりあえず

それは町長の答弁の中から私も柔軟な質問をさせていただきます。それで、的野までイコバスの車庫があるから、せめて的野まで行かれないかと。新宮町内をぐるぐるイコバスが回れと言ってるんじゃないんですよ。それじゃ的野まで行かれないかと。そしたら的野から今度は乗りかえることができるじゃないかと、新宮高校とかも行けるじゃないか、そしたら新宮のマリンクス号もそれだけ利用率が増えてくるじゃないかということでお話ししました。

それと、18歳以下のうんぬんにつきましては、親が例えばトリアスに買い物に行くとき小学生やらがついていったとき、小学生のこれは無料じゃないということであればどうかなどというところもありますので、その点もひとつ考えていただきたい。

次に、空き家対策についてちょっとお尋ねします。

空き家対策についての写真を町長のところへ置いてありますが、見ていただけましたでしょうか。

(町長久芳菊司君「はい」と呼ぶ)

それじゃ、国の空家等対策推進関係による特別措置法、それから久山町空家対策計画に沿ってご質問させていただきます。

今日まで適切な管理が行われてない関係で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている例として、写真を見ていただければわかりますけれども、写真を参考に質問いたします。

町内に空き家等が目立つようになりました。適切な管理が行われてない空き家等があり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。特にラブアースの奉仕活動のときに地域の方の空き家等に対する苦情要望が多く、空き家等の活用、管理を促進するため空き家等に関する施策は国による空家等対策の推進に関する特別措置法や、市町村による空家等対策の推進に関する久山町空家等対策計画が定められている。

そこで、空き家等対策についてお尋ねします。

町内の空き家等の軒数と適切な管理が行われてないと考えられる空き家等の軒数はどうなっていますでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 空き家の数につきましては、平成27年度の調査において99軒、その後の調査におきましては平成30年度88軒という状況でございます。その中で適切な管理が行われてない空き家の数につきましては現在1軒という状況で、本年度所有者との連絡をやりとりをしてるところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに10月30日現在88軒あります。それで、こういう写真のところも

何軒かあるんですね。1軒と町長言われましたけど何軒かあった。

そこで、何年もの間放置されている状態、写真のような空き家等もあり、不審火等が心配されます。そこで、空き家対策の推進に関する国の特別措置法や、久山町空き家等対策計画に定めてある所有者等による空き家等の適切な管理の促進や、空き家等に関する実施体制とは具体的にどのように受け止めてありますか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 空き家対策等の現状については、総務課長のほうから説明をさせます。

（3番有田行彦君「魅力づくり課やないかな」と呼ぶ）

魅力づくりやったかな、すみません。魅力づくり推進課長から説明させます。

○議長（阿部文俊君） 手を挙げて言ってください。

魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（川上克彦君） 申しわけございません。

空き家対策の現状についてご説明をさせていただきます。

現在100%ではないものの段階的に調査を実施いたしております、また空き家バンク制度や、それから空き家を活用した起業支援の補助金等も設置しております。従いまして、段階的に対策を強化いたしているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 確かに久山町空き家等対策計画の中に空き家バンク、あるいはこの補助金、空き家等の維持管理及び除却等に対する新たな補助金を創設する。あるいは助成事業。そして久山町空き家等活用型起業支援事業補助金、こういうのを作っておられますが、課長、現在のその事業の状況をちょっと教えてください。

○議長（阿部文俊君） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（川上克彦君） お答えいたします。

現在、まず空き家を利用した起業家支援での補助件数でございますけれども、こちらについてはまだ申請自体がございません。従いまして、補助制度をご利用されてあるところはないという状況でございます。

すいません、それと何やったですか。

（3番有田行彦君「それと、補助金もないということであれば助成事業をすると定めてある。この久山町空き家等対策計画に……」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員、もう一回手を挙げて言ってください。

有田議員。

○3番(有田行彦君) 課長の質問にお答えしますが、この助成事業っていうのがこの中に定めてありますね。わからなかったらいいです、時間があれますから。いいです、いいです。

○議長(阿部文俊君) 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長(川上克彦君) お答えいたします。

活用をする場合に助成を行うものであって、通常の維持管理等に対する助成事業っていうものは現在ありません。

(3番有田行彦君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) じゃあ、課長、空き家等のデータベースの整備や、空き家等について所有者や管理者への指導はどういうふうな形でされてます。

○議長(阿部文俊君) 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長(川上克彦君) お答えいたします。

先ほど町長のほうからお答えがあったように、平成27年度の調査で99軒ございました。それをデータベース化いたしまして、その中で適切に管理がされてないもの等に対しまして、除草とか、そういうものに対してこちらのほうからご連絡をさせていただいて接触をしているところでございます。その結果、数軒ほど活用といたしますか、利用されてあるケースが生じているところでございます。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) そうすると、その中に久山町空き家等活用型起業支援事業というのがありますね。猪野のシェアハウスみたいなことであろうと私は思うておりますが、その点どうですか、シェアハウスみたいなのを言うのか。

○議長(阿部文俊君) 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長(川上克彦君) シェアハウスは、起業家支援といたしますか、空き家を利用した地域コミュニティーを醸成する一環として利用させていただいているところでございます。起業家支援のほうの補助金は、空き家を利用して、そこで起業していくという意思がある方に対して住宅の改修費等の一部を補助する制度でございますので、こちらのほうにつきましては、今のところご利用されてある方がないという状況でございます。

○議長(阿部文俊君) 有田議員。

○3番(有田行彦君) 町の責務という意味からしますと、その空き家等の、これは魅力づくり課の担当じゃないかもわからんけども、固定資産税とか水道代金の未払いとかはありま

せんか。その88軒、今現在88軒やけど。

○議長（阿部文俊君） 今の件はちょっと入ってませんので。

（3番有田行彦君「それは、議長、担当が答えられないということであればそれでいいです。それは議長が私にそれはというようなことはできるだけ避けてください。できるだけ議員に物言いはさせてください。それが議長のある意味での宿命だと思いますから。」と呼ぶ）

魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（川上克彦君） お答えさせていただきます。

具体的にその税と料金のほうでございませうけども、そういうデータを一つ活用していきながら、そういう方に適正な管理が行われてない方にお知らせをしているところがございますので、それが具体的に何軒だったのかというところはただ今資料としてはお持ちいたしておりません。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 協議会の設置をされてますね。現実的に協議会を設置されて、その協議会の実施活動みたいなのはどんなふうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この空き家対策の中での久山町条例の協議会というのは、特定空家ですか、いわゆる空き家の状況が非常に劣悪で犯罪が起きる、あるいは火災、あるいは倒壊、特にそういう第三者に被害を与えるような場合に特定施設として指定して、それを税の面から固定資産のかけ方を変えるという、こういうためにそれを審査するのが協議会でございますので、今のところ特定空家というような物件は出てきてませんので、協議会は作っておりません。そういう対象が出てきて協議会を作る予定にしています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） その次にお尋ねしようと思ったのが、特定空家です。特定空家の指定は、協議会等で協議しなさいというようなこともあるし、またこの法律が定められた強い権限がある。空き家の所有者に指導、助言、それを聞かなかつたら勧告、勧告も聞かなかつたらそれに伴う措置をしなさいと。それでも聞かなかつたら行政執行、あるいは町長の命じたものに対してしなかつた場合は50万円以下の罰金と、これも銘打ってある、久山町ができる、久山町空き家等対策計画。しかし、協議会というのはやっぱり立ち上げとく必要がある。というのは、こういう写真の家は特定空家言うたっておかしゅうないです。先ほど言いましたように、この空き家については昭和43年にご主人が元気なときに建ててあ

るんですね、昭和43年。そして、55年ご主人が亡くなって奥様名義になって、その後今日まで同じような状態、そしてしかも相続登記未了、所有者等が確認できない。だから、恐らく担当課長も困ったろうと思いますよ。そうすると、固定資産税台帳とかを見ると固定資産税が納めてあればそこに言ったとしても、現実まだこの方たちの名義なんですね、土地謄本では。こういうのは権力を持たせるという意味でワンクッションを置く協議会というのが必要だろうと思います。そして、町がその協議会の中には顧問弁護士とか、そういうふうな方も、司法書士も入ってらっしゃる、いろいろ詳しい方が入ってらっしゃる。だから、そういう人たちの意見も聞きながら所有者や管理者に言えますよ。これをきちんとせんと火災が起きる、あるいは衛生上も悪い、それから景観上も悪い、周囲の地域の方の生活環境を維持するためにはこういう状態じゃいけませんよというようなことを言える。しかし、町がもろに言うのと抵抗の部分があるから、またそういうふうに言われたら今度は言われたほうは意見書などを提供することができるかと銘打ってあるから。私は協議会を設置するというをここで銘打って書いてあるならば早くやっぱり協議会を立ち上げとって、それのときに間に合うように、いざというときに間に合うようにしとく必要があろうと思います。

時間がないので、これで空き家等対策については終わりますけれども、ひとつ将来定住者を増やす、あるいは空き家が88軒もあるということになると火災等が起きて不安だという点もありますので、ぜひひとつ対処していただきたい。いいです、これはもう後で、お願いします。時間がないとですもん。

それから、防災対策について。

6月議会でお尋ねしました防災対策のその後の取り組みを中心に防災対策についてお尋ねいたします。

まず、全町レベルの防災訓練はされませんか。例えば防災訓練の実施もしくは図上訓練等はどうかですね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 防災対策について全町レベルの防災訓練はできないかということですが、以前から防災訓練をやりなさいということは議会のほうからもいろいろご意見をいただいています。ただ、今の日本で起きてる、いわゆる自然災害というのは、特に多いのが大雨洪水等でございます。大地震が来た場合というのはまた別個になると思いますけれども。一番効果的なのは全町一斉で、この前新宮町さんが中学校の新設とあわせて横に防災広場みたいなところを造られたから、素晴らしいものですね、ですから町民の方へのお披露目ということもあったんでしょ、全町的な防災訓練をされたという経緯がありま

すけれども。先ほど言いましたように、実態的に一番今必要なのは、全町一斉でやる避難するような場所に集合してとかいう形では私はないんじゃないかなと思っています。それよりも効果的なのは、集落ごとの避難訓練、これはぜひ早くやっておく必要があるなと思っていますので、全町的なというよりもまずそちらを優先させたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私も新宮町のことをお話ししたかったんですけども、新宮町ではいろいろな団体、消防、北部消防、福岡市消防局航空隊、粕屋署、自衛隊、そういったのが入ってやってらっしゃいますね。私そういうことをひとつぜひ考えてもらいたいというのが私の考えでございますけれども、6月議会の際に県が受援計画書を作りなさいということを書いてきておりましたね。そのとき、6月議会の際にはそれはできてないとおっしゃってましたが、その後どうですか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総務課長のほうに状況を報告させます。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） お答えいたします。

受援計画につきまして、平成30年6月に県のほうが改定いたしまして、それを受けまして町のほうは本年度中に策定するように県からの指導がっております。11月にも県のほうから来ましたが、県の体制の下に市町村がどういった受援をするかを個々に位置づけていって、効果的にこの全体の福岡県の受援計画が効果を発揮できるように、そういったことで協議の中で位置づけていくというものでございますので、本年度中の策定を目指しております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私もここに受援計画書を県からいただいておりますから、これ見て大体わかります。その中にどういうのをされてるかという、支援物資の施設基準がある集積拠点を作りなさいと。久山町にはそういう基準をクリアできるような施設があるかどうか、この点どうですか。

○議長（阿部文俊君） 総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 地域内輸送拠点のほうは各町それぞれ決めるようになっておりますけど、本町で考えられるのはもう両小学校ぐらいが拠点基地の一部となるんじゃないかなろうかと考えております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ここに私の手元にありますその施設基準の中に六つばかりありますが、避難所外、いわゆる避難所となる行政庁舎、学校体育館ではいけませんよというのが書いてあります。これ後で、課長の手元にもあると思いますが、そういうことがありますから、この点は考慮すべきであろうというふうに思います。

それと、避難所運営マニュアル、これはあるのかどうか。先日も原発事故の関係で糸島市民の方を受け入れておりますけれども、避難所運営マニュアルがなければどういうふうに対応していくか、これはちょっと難しいなというところもございますので、その点どうでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の避難所運営のマニュアルは作っております。おりますけれども、先ほど言いましたように、各地区に防災組織を行政区でもらってますけれども、行政区の避難所として受け入れてもらう場合のマニュアルというのは、これももう統一的なマニュアル的にやっていますので、それぞれの行政区と協議しながら行政区としてはどういう避難所の、一時的な避難の、今もやってもらってる分の受け入れをやってもらうかということこれから詰めていかなければならないと思います。

それともう一つは、大規模な避難所というのはこの運営マニュアルというのを作っていますので、それに基づいて行っていくこととなりますけれども、何せ今国が統一的に、このような例年災害があつてますので、自然災害があつてますので、こういうものを指示が来ますけれども、非常に事務としては膨大な内容なんです。職員もそういう専門的知識を持っている職員はいないわけですから、これは研修もさせなくてはならないし、一つはやはりそういう専門的知識を持った人材を置く必要があるなと思つてます。そういう職員を中心に、体裁だけならマニュアルとかそういう防災計画は作っていけるんですけども、実態として、先ほどおっしゃつたような防災訓練を実施していくにはそういう人材をきちんと置いてやっていく必要があると思つてますので、そういうのも含めながら今後進めてまいりたいと思います。

（3番有田行彦君「じゃあ、質問を終わります。ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩に入ります。

再開は、午後1時30分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時42分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、私は3点質問をいたします。1点目は災害対策、2点目は町の諸問題から見える役場機構のあり方、これは国交省の補助金目的外使用についてです。3点目は、毎回質問をしております、町長の不規則発言と答弁姿勢についてでございます。

1点目から順番に行きます。

1点目の災害対策、これは主に避難ルートのことでございますが、これは下久原地区に限定をしたいと思っております。

地球温暖化が進む中でやはり昨今の自然災害、そして豪雨災害はこれは驚異でありまして、いつ久山町が同様の被害、千葉や関東、東北のようなあぁいった被害に遭うか、遭っても全くおかしくない、非常に不安な状況下にあるととらえております。

各自治体、対策が進められている中、わが久山町も当然これは備えることは当然でありますけれども、私が住んでおります下久原区、これは避難場所が大きな課題ととらえております。これはこの通告書にも書いておりますが、河川より低地にありますこの下久原公民館、これは避難所に適さず、町はハザードマップ、これで青少年ホームあるいは町総合グラウンド公園を避難所に指定をしておりますけれども、河川付近の住民というのもこれはかなり区民では多いわけでございます。その移動の際のリスクがあります。下久原区の区民の中には中久原の新建会館のほうが避難しやすい住民も多くおられまして、この付近の方から、私たちはいざというときどこに避難すればいいのと、そういった声も以前聞かれました。これは町長は各区で避難訓練などをやってほしいというふうなことを議会答弁で答えていますが、やはり明確な町の指針がないとこれは有事の際、混乱を生むのではないかと考えます。その点どうお考えか、答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） お答えいたします。

災害対策、特に避難のあり方、避難場所のあり方ということだと思いますけれども、今議員からおっしゃった下久原に限定して申し上げますと、下久原は今、台風あるいは大雨等が予想されるときには事前の自主避難、主に自主避難を対象として避難場所を勤労青少年ホームにしています。それは今言われているように、下久原の公民館が河川横にあって、そばにあって、従来から河川の氾濫をしたような経緯もあったから、そこは避けて青少年ホームということにしております。今現在は非常に井ぜき等の河川改修もやっておりますので、

そういう大雨等にもあまり危険性はかなり薄くなったんじゃないかと思ってます。

ただ、避難所について必ずしも勤労青少年ホームじゃなく、隣の中久原の公民館がいいんじゃないかということですけども、町は各集落の公民館を基本として自主避難のそういう場所指定をしておりますけれども、これは避難場所として指定してるものであって、それぞれの地区の人たちが必ずしも自分とこの避難場所に避難しなくてはならないというものではございません。ですから、下久原の方たちが自分のところは中久原のほうが近いし、安全だということで判断されればそちらに行かれることは何ら支障がないと思っております。

災害と申しますか、自然というのは大雨、台風、あるいは地震というときもあるでしょうけども、それぞれで状況が変わってくるわけですから、それぞれの状況に合わせて住民の方が判断されれば、その安全な場所に避難していただければいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 各区単位で避難訓練、活動をというふうな要望を出しておられますので、町長が。もう各区でやりましたらどうしても下久原区は下久原区指定の避難所に皆さん避難をされます。新建会館が近い人でもやはり避難訓練は下久原区指定の避難所に行くこととなりますので、その点も避難訓練は各区でやるにしても、常日ごろからそれは役場が情報発信しなければいけないことじゃないかなというふうに思っております。その点の指針は役場が立てるべきでありまして、そしてハザードマップ、これにもやはり記載する必要があるんじゃないかなと思います。その辺も答弁をお願いしたいんですが、もう一つ気がついたことが。

それは先月末、糸島市民の原発事故を想定した訓練を受け入れをしましたが、私ども議員も行きました。私は時間の都合で最後までおれなかったんですが、その避難所に、青少年ホームにペットの関係、要は獣医さんとか、獣医師であったり、動物愛護協会の方々、そして県の動物愛護担当の方々とか来られてまして、もうそうそうたるメンバーをそろえておられました。これはというふうに思いました。私これ目からうろこでした。動物、ペットと一緒に避難するというのが、私恥ずかしながら頭から抜け落ちていました。そして、町のハザードマップを見ましても、ざっと見た範囲ではペットのことを書いてないんですね。しかし、今お年寄りもそうですし、団地にお住まいの方、特にそうですが、ペットを飼われる方が多い。こういった方々もペットと一緒に避難しなきゃ嫌だという方、当然おられると思います。NHKのニュースとかでは映らなかったけど、やっぱ

りペットの避難っていうのはかなり大きな問題になってたそうです。私そういった関係者、複数単位で話を聞きました。これもうペットは重要ですよということは獣医師の方々も、動物愛護協会の方々も、県の担当の方もおっしゃいました。そして、県の担当の方は、これは県と町が連携していきますというふうにおっしゃいました。しかし、これは発信をしないと、住民に対してペットも安心して避難できますということを発信、伝達しないといけないんじゃないかなと思います。そういった環境づくり、そういった発信も含めてこれは重要であろうと思うんですが、ハザードマップにそういったものを記載することを前提で、今言いました2点、町が避難所の指定、明確化するという、指針をつけるということと、ペットに対する対策、この点をどうお考えか、答弁をお願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 避難所に関しましては、今議員がおっしゃった、特に下久原なんでしょうけれども、先ほど言いましたように、避難所は町の指定であって、どこに避難するかは町民が判断する、住民の方が判断していただくということでございますので、それが佐伯議員のようなお考えで必ずしも自分とこということで考えておられる住民がおられるというのであれば、再度区長会のほうにはっきり申したいと思います。ハザードマップでそんな細かいことまでの指定は必要ないんじゃないかなと思っています。

それから、ペットの避難については、当然大規模災害のときに長期滞在の場合だと思えますので、これについてはこれからの避難、午前中の質問にもありましたように、避難する場合の対応といいますか、マニュアルの中でそういうことも当然出てくることじゃないかなと思いますので、今後それらを含めたところでそういう計画を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、ペットの対応も含めましてハザードマップ、これもできるだけ町民が安心できるような形でもう1回検討いただきたいなということを私最後に注文したいと思います。1問目はそれでいいです。

2点目行きます。

町の諸問題から見える役場機構のあり方ということで、毎回質問しております国交省補助金目的外使用、これは平成26年会計検査院の指摘でございます。3項目上げてますが、まず1項目から行きます。

これは1点目、子育て支援センター建設ありきだったのかということで、副町長に私聞きたいと思いますが、毎回これは指定してますが。

町が本気で地域住宅モデル普及推進事業に取り組んでいたとはちょっととらえがたいん

ですよ。いろんな事跡とか見ました。これですね、これが県を通じて国交省に成果報告を出してました。これは1年度の方です。人数も876人とか、これは突拍子もない数字書いてますけども。こういった状況も含めて本気で取り組んでいた、これは子育て支援センターに来た人数全部書いてるような状況、こういった状況を見ましたら果たして真剣に本当に木材、木質のそういった普及のための活動をやっていたのかというふうな疑問があります。そういった中で久山町は補助金目的外使用1,984万円を国交省に返還せざるを得なくなった、そういった状況になったわけですが、これも林野庁の木造施設の補助制度、これを知ってたら違法はなかったんですよ。これ私手元にありますのは、平成24年度分でございますけれども、これは平成20年度からあります、別の名前で。林野庁の森林・林業・木材産業づくり交付金というものでございまして、これが2分の1の建物補助がつきます。ちゃんとこれパンフレットには、これは平成24年度の、ちょっと名前が変わったやつでございますけど、市町村の方針に基づく木造公共施設の整備ということで補助対象を書いています。これをリサーチできてない状況だったと。町長は、前回の一般質問で会議録を見てくれというふうなことを盛んにおっしゃってましたので、私会議録を見ました。そしたら、当時の会議録見つかりました。平成27年6月議会、これは町長知らなかったと、この林野庁の補助制度は。担当課長あたりに調べさせた範囲内では上がってこなかったというふうにおっしゃいました。となったら、これは大変問題じゃないかなと思います。そういったことも含めて、この平成21年当時、モデル住宅事業開始と補助金転用のこの相関関係、背景は何だったかというのを副町長に答弁お願いします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） この問題に関しては一切今まで答弁したとおりなんですけど、新しいことを少し言われたのでお答えしますけれども、林野庁の木造を使ったものについての公共施設の補助があるということなんですけども、これはこの事業と並行して同じぐらいの時代に要項が定められましたけれども、これをつかんでなかったということなんですけど、当然ながら我々はこの国交省のモデル住宅を地元の材を使った形での住宅建設を、これを何か本気じゃなかったって言ってますが、もちろん本気でやっていますよね。ただ、この事業のいいところは、7年後はその用途についてはその町の需要に合わせて使っていいということでしたので、当然その背景には子育て支援施設というのも私の頭の中にあっただけでございます。それは何ら違法でもない。それは国、県ともちゃんとそういうことははっきり申し上げて進めてるわけですから、そういう形に活用できるということは。その法律自体もそうなるしですね。

だから、そういう中で何か当然補助事業をやるときにわれわれがリサーチするのはその

所管の事業です。国交省、それから厚生労働省、文科省、そういうものを全部調査した上でその中で一番よかったのがこの新規モデル住宅の補助金制度ということで活用したのであって、林野庁のことを調べてないのは問題だと言われますけども、そこまで行き届かなかったのは確かです。ただしそれは私も確認しました。だけど、その林野庁では公共施設という文言になってますけど、公共施設の何もかんもに対象するものではない、木質化とか、そういうもので。現に今度のけやきの森幼稚園を、あれ全部木材を使ってやったんですけど、それを活用しようかなと思ったら活用できるのはほんのわずかです。数千万円の事業に対して2、300万円の補助、いわゆるそしてまた条件が幼稚園専用に使ってはだめ、広く町民に開放しなさいと。だから、いろんな縛りがある中で、先ほど言いましたように、補助の制度の額にしる私たちが目をつけた国交省のモデル住宅は、ほとんど100%に近い事業であったわけですから、そういう林野庁の、私知りませんでしたよ、あったとしてもこちらを選考するのは当然のことではないのかなと私は思ってます。

あと、以下については全て今まで回答したとおりでございますので、あらためて答弁する必要はないと思っています。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 副町長にお伺いしたいんですけどね、また次、副町長に指名しますが、町長答えたければいいです。

縛りがあるとおっしゃいました。何か町長が反論されてましたね、ちょっと私も全部一つ一つかみしめながらっていう聞いておったわけじゃないんで、ちょっと飛ばしてたかもしれないけども。要は何が言いたいかっていったら、全部に適用されるわけじゃないっておっしゃいました。でも、林野庁のことをおっしゃってたのか、何かほかのことを言っておられるのか、よくわかりませんでした。林野庁に限っては、子育て支援センター適用できますよ。ちゃんと確認しております、担当者に。大丈夫ですと、念を押して聞きました。ただ、ちょっと地味でしたね、要は宣伝が。あんまり宣伝してなかったそうです。だから、これは積極的に調べないとわからなかったかもしれないねえというような、ちょっと地味でしたねっていうことは担当者もおっしゃってました。しかし、これ実際にあったんですよ。木質ということまでこれやっておけば、当然これは違法を免れてた。2分の1ですよ。モデル住宅に比べたらこれは割合は低いですけど、これはもう半分つけばこれは御の字やと思います。それをやってなかったということ、やはりこれは不手際、不手際じゃ済ませない、これは重大な過失というふうに言わざるを得ません。

そして、町長は7年後っておっしゃいました。でも、町長がずうっとおっしゃってたのは、これ確かにそれは、後から触れますが、県と協議して県が社会教育的施設として使っ

てもいいよと、拡大解釈しましょうというふうに言ったからモデル住宅を子育て支援センターとして使ってたんですよということをずうっと長年言ってこられてたんですよ。町長、それが今ごろになって7年後に使えるからといって使ったということを言いました。でも、実は町長、それ大事なことです。実は町長が前の議会でおっしゃってくださってましたんで、会議録ばらばらずうっと見てました。そしたら、最初のころ言ってました、町長は。これ県という言葉は使ってない。しかし、交渉するのは県しかないから、これ聞いたところ、7年間はPRしなさいよと、でも7年後は公共施設として使っていくことも可能ですということで、じゃあ使いましょうということで、そういう社会教育的施設としても認められますよということだったからこれは使えるなということでこの事業、モデル住宅事業に参加したということを町長は平成27年6月議会に言ってるんですよ。だから、確かに7年間は一生懸命やろうと思ったかもしれない。でも、結局1カ月で転用しちゃったんですよ、建ててから。これは完全な違法です。要項、手元にありますが、これ見てもやはり7年間は使いなさいよということで、これ反しましたらこれもう言語道断になっちゃうんですよ。

そして、町長、ようやく私に資料を開示してくれました。私が9月3日付に開示請求して、町長が9月17日付で決裁をくださって、9月24日に開示していただきました。会計実地検査受検日報、ばっちり出てきました。これ見ても、これは町長が子育て支援センターに何かこれ間借りしてたというふうに町は言ってるんですよ。でも、実際違ってたんですよ。それは会議録の中に書いてます。これは平成22年6月議会、当時の阿部賢一議員が幼稚園の建設について質問したところ、町長が当時建てたばかりの子育て支援センター、モデル住宅、あれについて言及されたんですよ。ちょうど国の何か支援、緊急対策みたいなのを補助制度を使えたから支援センターを建てたということを会議録にはっきり言ってます。でも、これもアウトなんです。間借りじゃないんです。ちゃんと町長は22年6月議会に支援センターを建設したと言った。これやっちゃいけないんですよ。間借りだったらまだ逃げれたかもしれませんが、ちゃんと言っちゃってる。こういった状況の中で、やはりこれはやっちゃいけないことをやっている。そういった意味で、やはり転用目的じゃなかったのかなど。だから、一生懸命やってない、結局はもうすぐ転用しちゃう。これはやはり問題視しなければいけないと思うんですがどうでしょうか、その点は。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどから言ってますように、この子育て支援センター木子里は残念ながら会計検査の検査にひっかかりまして、会計検査院からそういう指摘を受けました。その経緯と結果についてはすべて議会に報告し、また結果について補助金返還に至るまで

議会に報告して承認をいただいております案件ですから、これ以上私のほうから申し上げることは一切ございません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私間違えました。佐伯副町長に指名するところが町長と言ってしまいました。しかし、町長が今気になることをおっしゃいましたので、反論させていただきます。

今言われましたことは御飯論法ですな、安倍首相がよく使っている、この論点のすりかえ、文脈無視です。確かにすべて議会を通して解決してるというようなことを私がこの文書、県から開示してもらった文書を突きつけたときにおっしゃいました。しかし、これ議決したのは1,984万円の返還の手続きです。これを議決しただけなんです。すべて一切合財議決したわけじゃないんですよ。だから、違法後の、例えば後から出てきます国交省との状態、これは答弁に含まないし、これは不正であったのか、違法であったのかどうか、そういった議論を含めて議決したわけじゃ全然ないんです。論点のすりかえなんです。すべてじゃないんですよ。御飯論法です、これ。4つあるパターンの中の一つ、論点のすりかえです。町長、その点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、佐伯副町長、どうですか、当時のモデル住宅事業、これなぜ私佐伯副町長へやるかっていったら一番これ核心部分を知ってると思うんですよ。といいますのは、町長は最高責任者でありますけど町長になりたてであった、子育て支援の関係、この子育て支援センターが当時手狭であった、こういった状況で長年担当課長、健康福祉課長としてその現状を見てきた。そして政策推進課長、当時、現町長久芳町長から只松輝道副町長が一時経由されて佐伯久雄副町長が当時担当課長だった。そういった中で一番現状をわかってると思いますよ。そういった中でお二人が一番その中で意見交換してやられたことなんです。そして、なぜこれを違法転用したかっていうのを一番わかるのは佐伯久雄現副町長というふうに考えておるんですよ。当時はこの転用、これはどういう背景というか、そういうふうにすぐにこれは転用目的でモデル住宅をやられたんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議長にお願いしたいんですけど、佐伯議員は何度も意図的にと、違法行為とかということでございますけども、先ほどから言ってますように、この件に関し

ましてはすべて経緯から経過、そして結果まで議会に報告して、この案件については、先ほど補助金の問題だけを議決と言われましたけども、補助金返還を議決するということはすべて私と当時の副町長の処分といいますか、申し出た案件についてもご了解いただいたわけですから、この件についてまたその当時のことを当時の一職員に答弁させるとかいうことはあり得ないことだと私は思いますので、その答弁は拒否をしたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 残念ながら公人なんですよね、新聞にもお名前出てるし、議会だよりも顔写真と生年月日入りで出てる公人なんですよ、佐伯久雄副町長は。だから、これは当然、しかも核心部分を知ってるじゃないですか、だから聞いてるんですよ。そして、町長聞きますけども、違法じゃないんですか、これ、違法じゃないんですか。町長、気になることをおっしゃいましたね、これ違法だとかなんとか佐伯が言う。違法じゃないんですか、補助金目的外使用は。これ教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） これは会計検査院制度の中で指摘されたものであって、事業そのものはきちっと国土交通省からも認可を受けて行ってるものであって、違法とかいう面は非常に微妙なところありますけど、これは補助金適化法に基づいてきちっと我々はやったことについて全く特別な所管からの検査の結果、指摘を受けたわけですから、佐伯議員がおっしゃるような面であればある程度その適化法に違反してたから補助金返還という形になると思います。その点は私も認めたいと思います。

ただそれから、公人であるからとかいうて、行政の執行とかいうのはすべて町長の命によって行われている、その町長が回答しているのに職員に、ここは別に何か特別委員会でも何でもないのでよね、百条委か何かのそういう形になってないのに職員に、私が答弁するというのにそれを直接当時の職員ということにするのは間違いじゃないかなということをおっしゃってるんです。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 支離滅裂ですな。まず、町長は自分で違法って認めてるやないですか。会議録ありますよ、補助金適化法には違反してたかもしれないと。

（町長久芳菊司君「だから、そう言ってるじゃないですか」と呼ぶ）

違うんです。だから、聞いてるんですよ、違法だから。この場で聞くことなんですよ、ちゃんとこれに。違法をしているということは大変なことなんですよ、これ町民にとっても、しかも町民の税金で1,984万円を返還してますから。そして、職員に話を聞くって

うのは、副町長でしょう、執行部でしょう、これ当然答弁しようやないですか。そして、町長も課長に答えさせますっていうてさせようじゃないですか。当然これは答えないかん人間ですよ、しかも当事者ですから。町民が見てますよ、町長。町長の言ってることは、これは支離滅裂です。もう一回指名します、佐伯副町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私が議員からの一般質問を受けて課長に説明させるのは、事務的な課長が答えるほうが適当だと思うからさせてるわけでありまして、今佐伯議員が問うてるような内容については私が回答するのが当然だと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） じゃあ、宿題にします。

質問を変えます。次行きます。・・・・・・・・・・。

では、2点目行きます。

（町長久芳菊司君「ちょっと今の言葉、失礼じゃないですか」と呼ぶ）

失礼などは、町長、一般質問、じゃあ取り消します、取り消します。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の先ほどの言葉は取り消します。

（4番佐伯勝宣君「ちょっと取り消します」と呼ぶ）

最初から言ってください。

○4番（佐伯勝宣君） では、2点目行きます。

町長答弁の実証データ提示、これはできるんでしょうか。これまで一般質問で答弁しましたいろいろ、例えば県と協議して建物を子育ての空間として、これ社会的空間として使っていたということ、町の担当課は経営企画課であると、国とはちゃんと協議していたと、適正にやっていたと、国交省とは従前と変わらず良好な関係がある等々、いずれもこれは実証できるデータが何も提示されていないんですよ。情報の公開という観点、あるいは公文書の管理、公文書管理法というものがございますけど、こういった法律の第34条の条文からも、これは地方自治体においても事案決定等、第三者にもその過程がわかるように、これは保存、保管だけではなく記録してそれを残す努力義務がある、そういうふうには明文化されてるんですよ。これは国ほど明確じゃないにしても、これはそういうふうにするべきですよということをちゃんとこれは法令で言ってるわけです。町長が不正ではないと、適正にやっていたという主張、これ実証できるものが何もないんですよ。本来でしたらこれは会計検査の実地検査報告、これ9月24日に開示いただきましたけど、町からも、これから見たら完全に、町長、これはもう違法なんです。1,984万円も返還し

てしまった、町民の税金から。これはアウトなんですよ。しかし、町長は、これは違法じゃないんですよと、適正にやってたんですよということをこれ何遍も言ったと。そういった中でようやく11%、89%の返還でとどまったと、11%は認めてもらったというふうな内容で言ってる。その正当性を示すものを示さなきゃいけないんじゃないですか。

まず、今言いましたように、さっきの最初の答弁でも触れました、県と協議して建物を子育ての空間として使っていたというようなこと、そして町の担当課は経営企画課であると、国とちゃんと協議していた、適正にやっていたと、国交省とは従前と変わらぬ関係で、だったらこれは補助金の移り変わり、推移、そういったものを出さなきゃいけない。そういったものはすべてどうなんでしょうか。出せるんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 木子里のモデル住宅の補助金返還と、その後の国交省の久山町に対する補助金の額の増減とか、あるいは適用とかいうのは一切関係がない。ですから、何もそれを示すものも出しようがないということでございます。

それから、事業については適正にやっていたのかということなんですけども、きちっと補助金要項に基づいた事業設計をやり、また施行して、県あるいは国からの検査も受けて補助金のやりとりをしてきた。ただ、最終的に会計検査院から指摘されたのは、その後の使用のあり方について私と会計検査院の意見が、考えが間違ってた。最終的には会計検査院のほうが上位ですから、それにその指示が正式な判断だということになると思います。だから、事業そのものは会計検査からも適正にやっていたということはきちっと言われてるわけですから、後は7年間という期間を待たずに用途を変更してたということについて検査院から指摘を受けたということでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） それが御飯論法というんです、町長。御飯論法ですよ、町長が言ってるのは。

だから、一つのこと、適正にやっていた、もう一つのこと、だから今適正にやったっていうのは議会の議決を経て1,984万円を返還したということだけなんです。だから、その後の国交省との関係とか、その前にたった1カ月で建物をほかの用途に転用したっていうこと、これについて触れてないわけです。適正にやったのは議会の議決を経て1,984万円を国交省に返しただけ。それを証明するんやったらデータを出さなきゃいけない、担当課も含めて。

まず、担当課は町長から、町から開示いただいた会計実地検査受検日報、これにもちゃんと書いてます。前は必要性があつて名前言いましたが、今日は名前は伏せとっていい

でしょう。しかし、後からまた触れなきゃいけない。これはもう魅力づくり推進課です。町長が言った経営企画課じゃない。経営企画課はどこにも出てきてない。この点がまずわれわれは経営企画課からしか説明を受けてない。本来やったら魅力づくり推進課から説明を受けなきゃいけない。本来やったら説明責任果たしてないということになってます。適正じゃないやないですか、これ。まず、それが1点。

そしてもう1点が、県と協議して建物を子育ての空間として使っていた。違いますよね。最初町長もちらっと言いましたように、7年後には転用できますよということはそれは県も言ってる。これは私6月に県からデータ、質問して言質を得てますけど、そのときは返ってこなかったけど、多分覚えてないんでしょうね、向こうは、当然だと思います。7年たったら使えますよということを聞いて、それだったら使えますよということをやったと思います。でも、町長はそれを言った、会議録に残る形で。それが答えなんです。要は県と協議してない。

このモデル住宅事業というのは、これは県と協議するたぐいの補助金じゃないんですよ。それは県もはっきり言ってました。会話録、町長もご覧になったと思います。これはその類いの補助金ではない。答えは何かといたら、まさに町長がおっしゃったこと。7年後は使えますかと聞いたら使えますよということでやったんです、だったらということ。でも、結局1カ月で町長の判断で転用をしちゃってるんです。これ完全なアウトです。言語道断の違法です、これは。それを言ってるんです、違法というのは、問題というのは。しかも1,984万円、町民の税金で返してる。ここで問題なのは、国交省とその後の関係なんです。それは別なんです、別。でも、いっしょんたくりは何でもすべて解決したというのは、これは町長が間違っています。それが一つと。

あともう一つは、それが国交省と従前と変わらぬ関係だったら補助金の推移データ、トータルで出してくださいよと、わかるように出してくださいよというふうに言いたい。

そして、国とはちゃんと協議してきた、適正にやってたとおっしゃいました。違いますよね。これは会計実地検査受検日報、これ平成26年5月16日、県で会計検査院の聞き取りを町が受けています。そのときの回答というのは、県との関係はということを経済院が町に問いましたら、申請、許可の文書上は国と町が直接やっていることとなっているが、町が国と直接協議することはない、国と町の間に入って協議をしてもらってると。要は中継してもらってただけなんです。実際町に情報公開請求しまして、会計検査院、そして国交省と協議したことがわかる記録、文書、資料を出してくれて言いましたけど、出てきませんでした。そして、国交省にも問い合わせしました。出てきませんでした、当然町と国交省は直接やってませんから。だから、そういったことも含めて県が中継してくれてる

だけなんです。だから、国とちゃんとやっていたという、そういった根拠というのは全く示されてないんです。だから、逆にそれを示せるデータはあるんですかと。それを示すとしたら、町長、文書しかないんですよ。文書主義っていう言葉、当然役所の方やからわかると思います。釈迦に説法と思います。役所の仕事っていうのは文書主義で成り立ってる。行政事務の遂行に当たっては記録として文書を作成すること。作成すべき文書として意思決定に関する文書、これは最終的な意思決定のみならず経緯、過程を後づけ、検証できるように文書を作成すること。そして、もう一つ2点目が、事務および事業の実績に関する文書ということで、事務および事業の実績を合理的に後づけ、検証できるように文書を作成すること。これは公務員として義務づけられてるんですよ。当然町長がおっしゃるように適正にやってたと、会計検査院に何とか言ってわかってもらったというんならその記録を出さなきゃいけないんですよ。それ出さないと、町長、正当化できません。そして、記録上残っているのは、久山町が目的外使用をやったと、1,984万円返還の違法をやったという事実しか残ってないんですよ。その点どうなんでしょう。出せるんでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） あまりにも支離滅裂ですね、言っていることが。回答のしようがないんですけども、国とのやりとりを文書に残すと、当然文書で残ってますよ。申請書にはちゃんと申請理由とか書いて出している。きちっと定められた様式に基づいて申請を出して、それを国が審査して認可した、それが文書での書類だと思います。いちいち電話でやりとりしたことをすべてをメモするということはあり得ません。残すということはしてません。それだけです。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） また、御飯論法を使いましたね。今言われたことは、御飯論法ですよ。今言われたことは、違法のことを言っていないじゃないですか。そのモデル住宅事業の申請のことをおっしゃってるじゃないですか。論点をすりかえていますよ。

だから、私が言ってるのは、会計検査院から指摘された後の国交省と、そして会計検査院とのやりとりのことを言ってるんです。それしかないんですよ。町長がもう違法というふうに言われたけどもそうじゃないということを一生涯懸命言って、じゃあ1カ月分だけ認めましょうということで89%の返還だけにとどまったと。要は11%の正当性しかないわけですよ。でも、その11%にこだわるのであれば、それを出さなきゃいけない。でも、それは文書でそれを提示しなければいけないんですよ。それでなかったらこれは町長の虚偽ということになります。なぜかっていったら、これ文書を残すこと、文書主義なんですよ、役所は。これが残っているのであれば、そういった会計検査院なり国交省とのやりと

りの記録はあるはず。しかし、国交省は記録はないそうです。やりとりしてませんね。やってませんね。会計検査院です。その点はどうなのでしょう。そういった文書とか、ちゃんとやりとりした文書っていうのは出せるのでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） そういう文書は一切ありません。いろいろ会計検査院が調査したときに申請した書類とか全部出した中で、あるいは事情を聞いた上で最終的に判断するのは会計検査院ですから、それについて会計検査院とこちらがやりとりするということは、あくまでも聞き取りを受けるだけです。

それから、国土交通省の事業とはいえ、国土交通省は一切会計検査院の判断に口を挟むことはできませんので、それは何もないと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、後ろから行きましょう。

ということは、国交省とはきちんとやりとりはしてないということですね。ということは、町長が前の議会で言ったことはちょっとこれは誤りだったということでもいいですね。

また、それともう一つ、会計検査院とのやりとりの文書というのはあるはずですよ。あるはず。実は国交省、町に私9月3日に情報公開請求したと言いました。9月17日に決裁もらって、9月24日に開示してもらった。その中に国交省、会計検査院と、要は県庁で講評を受けた後、やりとりした一切の文書、資料ということで請求しましたが、出てこなかったです。要はちょっとした文書は出てきました。これが決定通知書です、町長が印鑑ついた。さっき言った会計実地検査受検日報、この後にやりとりした国交省と会計検査院とのやりとりは最終的な結論文、会計検査院の報告書ぐらいしかないんですよ、町が出してきたのは。国交省とのやりとりも1,984万円返還したときの町の金融機関への納付書、それぐらいしかないんです。あと、返還何通知と言うんですかね、この実績報告書の再提出の分とか、こういうのしかないんですよ。国とは、国交省とはやりとりしてない。しかし、会計検査院とはやりとりしてるはずですよ。

といいますのは、先日、私会計検査院に情報公開請求しました。そしたら、あるそうですよ、町とやりとりしたのが。11月18日に電話もらいました。そしたら、久山町とはメールでファイル添付でこれやりとりしてますねと。これ文書でしょう、ちゃんとした。それ開示できますかって言ったら、これじゃあ決裁に回しますということで、今決裁回ってますが、実はこれ開示決定の期限延長が来とります。といいますのは、やはり会計検査院、もうこれも釈迦に説法でしょうけども、その捜査手法とかいうのがわかるようなそういつ

た内容のものは出さないと、そして手心って言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、最後の11%はいいでしょうというような、そういった決定の意思の決定的なものになったもの、そういったものは多分出てこないんじゃないかなと。あと、担当官がおっしゃるには、添付ファイルも自分の経験上厳しいかもしれんですねということで。ただメールでやりとりした分、これはあるそうでございます。あるというか、開示の可能性が高いということです。これかなり可能性が高いという言い方で、これ必ず開示できますとはおっしゃってくださいませんでした。これ開示できますよねって言ったら、私の口からはちょっとこれぐらいの言い方しかできませんけどということで、かなり高い確率で開示できるそうです。これは個人的に私が、個人的にというか、情報公開請求のときに会計検査院とやりとりしたメールです。これは個人的なものですが、こういった町と会計検査院とのやりとりのメールが恐らくは何枚かは開示されるはずですよ。文書ですよ、これ、公文書。私が聞きたいことは、もうちょっと続けますけど、要は情報公開という観点で、これ開示できる文書が存在してるんですよ。だけど、久山町は私の開示請求に対して出してないんですよ。これ実は問題なんですよ、大変。あるはずの文書が、開示できるはずの文書を開示しなかったということは。まだ私の手元にこのメールは来てません。そして、会計検査院の担当官もかなりの確率でこれはもらえますというふうに言ったものの100%とは言ってない。ひょっとしたら1、2%の確率でちょっと不開示になることも考えられます。これは今年いっぱい、今年の12月27日にはっきりします。そして、もし手続きとかやったら11月10日以降じゃないと私の手には入りません。けども、電話で久山町とはメールでやりとりしてるとはっきり言ったんです。文書が存在してるんですよ。本来でしたら町長が正当性、適正にやってたということを主張するとしたら、その会計検査院とやりとりしたメールしかないんですよ。電話だけじゃこれはだめです、だめなはず、文書主義ですから。でも、これ立派な文書ですよ。そして、町の情報公開法にはちゃんと開示対象、これ第2条には、電磁的文書っていうのがあります。要はメールです。これを開示しないと、これ後から問われますよ。

私がこのメール、その文書開示もらって、これメールは公文書と思いませんでしたと言ったら、これもまた問題になります。そして、もうこれ実はメールは破棄したんですよ。もし担当者が言ったら、これも問題になりますよ。だから、私言いたい、文書はあるんでしょう、そして、担当課は魅力づくり推進課です。今回名前は言いませんが、担当はN氏です、Nさん、ONのN。確認したほうがいいと思いますよ、私が手に入れる前に。本当にこれないのか、なかったら問題ですよ。文書を破棄したっていうことで、公文書を。あったとしてもこれ問い詰められますよ。きちんとこれははっきりさせてください。そし

て、そういったものも含めて出せるのか出せないのか、お答えください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、情報公開についてはちゃんと条例があるわけですから、それに基づいて請求して、何かうちのほうが隠ぺいしたりなんかしてるのであればちゃんと法に基づいて請求をしていただければいいと思います。

確かにメール等のやりとりとか、当然今の時代ですからやったりしますし、それを隠す必要も何もないし、またそういう問題のやりとりが何か押さえるとか、そういう必要も何もないし、あればもう全部出してるはずと私は思ってます。

何も会計検査院とやりとりしたのは、当時がいわゆるそのすべてをとという形だったから町が補助金にという形でしたが、きちっと私たちは当初のモデル事業の要項に従ってやってきてるということでいろんなものを会計検査院に説明して、そのやりとりの結果、最終的に判断されたのが会計検査院の補助金返還の結果ですから、それを何も隠す必要もなければ何にもないと思います、それがもうすべての結果ですから。その過程のことを何度もやさり言ってありますけど、そういうのをすべて含めて会計検査院が結果を出されたわけですから、われわれが何かしたことによってその会計検査院の判断がどうなったかとかいうのはわれわれが知るところではないと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） また御飯論法を使いましたね。そしたら、会計検査院から指摘されたってことは町にとって大打撃なんですよ、町民にとって、町長自身だけじゃなくて。そのことについて何も言及してないやないですか。それを自覚せないかんとですよ。

そして、これ文書、これ隠ぺいになりますよ、もし出てきたら。本来でしたら、やり方としては、これ会計検査院の文書だから、これやっぱり久山町も期間延長して、30日延長か何かで会計検査院に問い合わせしますみたいな感じで、これ情報公開条例の13条の2か第16条あたり、これ適用して期間延長をすべきやったと思うんです。これをやってない。これ時点が隠ぺいということになりますよ、なりかねません。ちょっと私も言葉を選びましょう。勘違いしとったってということになるかもしれん。そしたら、メール破棄しとるってということになるかもしれませぬ。ひょっとしたら文書出てきましたってなるかもしれん。どれも問題です。それも含めて情報公開のあり方っていうのをこれから考えないかんじゃないですか。ちょっとそこを今回落としどころにしましょう。後は宿題にします。

これ、今度久山のもし文書が出てきたら、あるいは破棄しとったら、情報の公開という点で今後改善していきますというふうな、そういった方向はできるんでしょうか。その点をお答えください。

- 議長（阿部文俊君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） 仮定の答えは控えたいと思います。
- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員。
- 4番（佐伯勝宣君） 情報公開に後ろ向きの自治体は、これ衰退します。もう1回、答えてください。
- 町長。
- 議長（阿部文俊君） 静かに。
- （4番佐伯勝宣君「町長」と呼ぶ）
- 静かに。
- 町長。
- 町長（久芳菊司君） 今、回答したとおりでございます。
- （4番佐伯勝宣君「では、宿題にします」と呼ぶ）
- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員。指名してから言ってください。
- 4番（佐伯勝宣君） わかりました。じゃあ、宿題にします、これも。
- 最後の質問ですが、町長、平成29年12月議会の、町長、かなり私に失礼なことを言っていますが、不規則発言、これ訂正を早くすればいいのになぜしないんでしょうか。答えてください。
- 議長（阿部文俊君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） 佐伯議員からは失礼な話は大変受けたと思ってますけど、私は議会議事録を見る限りそのような発言はないと思ってます。
- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員。
- 4番（佐伯勝宣君） これまた宿題にせないかんですね。例えば、幾つもありますけど、一番最後のほうで、町長宅の土地があったやないですか、あれ私謄本見せる前にあるやないですかと、どこにありますかと、なかったらどげんしますかと、そげんなこと、もういいかげんな図面を見せないでほしいですねと、図面見せても、で、私が再三言ってるじゃないですか、議員としての品格を持った質問をしていただきたいと。でも、結局出てきたやないですか。認めたやないですか。こういったことも含めて、あれはちょっと言い過ぎましたと、取り消しますの一言が何で言えんとですか。
- 議長（阿部文俊君） 町長。
- 町長（久芳菊司君） その全体を含めて品格がないと私が思ったから発言しただけでございます。
- 議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 宿題にします、また。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に5番松本世頭議員、発言を許可します。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 5番松本でございます。2項目について質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、教育振興について質問をいたします。

子どもたちの能力は素質と環境によってより伸びると思う。また、素質とは子ども自身が持つ能力であり、環境とは子どもたちを取り巻くものであり、自然、教育と思っております。その中で子どもたちに与える影響が大きいのは、先生の指導のあり方、さらに先生の指導方法によって子どもたちの伸びの進歩は大きく変わると思っております。また、久山町に赴任しておられる先生方も素晴らしい先生方と思っておりますが、先生方の人事方法についてはマル秘だと思っております。教育長から語ることでできる人事についてお尋ねをしたい。

そこで、質問に入ります。

①小・中学校の先生方の人事は教育事務所の人事管理主事だけで決めるのか、まずお聞かせをさせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

まず、小・中学校の教職員は市町村の職員ではありますがけれども、教職員の給与水準の確保のために給与については任命権者である都道府県が負担することとなっております。そのため、広く市町村を越えて都道府県の人事が行われることとなっております。教育の適正化がそこで図られているということでございます。

お尋ねの小・中学校の先生方の人事であります、教育事務所の人事管理主事だけで決めるのかというお尋ねではございますけれども、まず人事異動に当たっては市町村教育委員会の内申を待って行われます。あらかじめ教育事務所長と協議をし、内申が教育事務所長に提出をされます。担当は人事管理主事ですが、教職員の適正配置という役割が県教育委員会にはございますので、教育事務所で協議をされ、県教育委員会の組織としての決定がなされていると考えられます。決して人事管理主事だけで行うものではないと考えます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは、2番に入ります。

先生方の人事に教育長の意思は反映されるのか、まずお聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今も説明しましたとおり、教育委員会が内申をしますので、もちろん教育長が意見、要望を述べることとなります。ただし、県にとっては教員の適正配置というのが使命でございますので、教育長の意見がすべて反映されるというものではありません。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） じゃあ、3番に入ります。

先生方の人事に学校の校長先生等の意見は反映されますか。お聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） まず、これまで説明しましたことはすべて地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定をされております。人事に校長の意見は反映されているのかというお尋ねですが、第38条3項に校長の意見具申権が規定されており、市町村教育委員会が内申を行う場合は、当該校長の意見を付すものとなっております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは次に、久山町の子どもたちの学力テストの結果についてお伺いをいたします。

本年度も文部科学省の全国学力テストが実施されたが、その結果はどうだったのか、お伺いをいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

文部科学省が行う全国学力テストは、平成19年度より全国学力・学習状況調査として毎年行われております。今年は4月18日に小学校6年生、中学校3年生の全児童・生徒を対象に行われました。対象教科は国語と算数、数学で、今年度から初めて中学3年生において英語の調査が実施されております。

結果につきましては、市町村の平均正答数を全国の平均正答数で割る標準化得点という方法で算出しております。これは全国の得点を100としたときにどれくらいの得点になるかということで、久山町の児童・生徒の得点は小・中学校ともすべての教科における標準化得点が国と福岡県を上回っております。具体的に申しますと、小学校においては、国語、算数を平均すると10ポイントほど高く、中学校においては国語、数学、英語を平均すると7ポイントほど高い結果となっております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） この結果について教育長は学力の結果はどうとらえておられるのか、お聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 学力が全国の平均よりも高いということは、町が行っています教育施策や取り組みの成果であるというふうに考えますので、もちろんうれしく思います。人的支援や物的支援等の財政的支援が効果的に発揮されているということなので、今後もできるだけ継続して行っていきたいというふうに思います。

ただ、学力テストの結果はあくまで学力の一部でございますので、やはり教育が目指すところは知・徳・体のバランスよく育むことが重要であると考えます。学校教育の目的は人格の完成でありますし、知識、理解の習得だけではなく、豊かな心を育むことや体を鍛えることということにも力を注いでいきたいと考えます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今教育長が述べられました知・徳・体のバランスよく育成するのは大事であるので、ぜひやっていただきたいと思っております。

しかし、今の教育界は学力向上が最も求められていると思いますが、久山町としてさらなる学力向上のためにどのような取り組みを行っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 学力テストは、教育委員会にとりましては学力テストの結果を教育施策の改善、充実に生かすということが実施の目的となります。学力テストの点数はよいのですけれども、しっかり分析をしてみますと課題も明らかになってきます。久山町においては、確かに知識を問う問題の正答率が高いのですけれども、記述式の回答についてはやはり課題が残ります。この記述式の回答というのは、やはり国や県も課題として共通にとらえているところがございますので、国、県とともに課題解決に向かうということになります。

授業の中では、思考力、判断力、表現力というところを力を入れると、そのためにはどのような授業が必要かということをしっかり授業改善を行うということが使命と考えております。そのためには、先生方の研修もしっかり充実をさせていきたいと考えます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今教育長述べられまして、課題があるということで記述式の回答が問題だということがございますので、そのことについてはしっかり今後取り組んでいって

ただきたいと思っております。

次に、福岡県が6月に小学校5年生と中学校1、2年生を対象に実施いたしました福岡県学力調査の結果はどうだったのか、お聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 今ご質問がありました福岡県の学力テストですが、福岡県でも独自に毎年学力テストが行われております。今年は6月18日に小学校5年生、中学校1、2年生の全児童・生徒を対象に行われております。結果としましては、小学校では、国語と算数ともに標準化得点は福岡県を上回っております。中学校は、1つの学年の数学以外はすべての学年、教科ともに標準化得点が福岡県を上回っております。全国学力調査とあわせて小学校5年生から中学校3年生までの学力調査の結果としては良好な結果でございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今、^{るる}縷々教育長から答弁を求めておりましたけれども、何かえらい成績がいいということでございますので、ぜひこれ以上に頑張ってくださいと思っております。

それでは、3番に入ります。

先生方の指導方法についてお伺いをいたします。

中学校での部活動について、指導する顧問の先生の熱意により部活動の成績が左右されるとよく聞いております。教育長はどうそのことについて思われるのか、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

中学校の部活動については、中学校学習指導要領では生徒の自主的、自発的な参加により行われるとされています。それで、そのことから教育課程外の活動という位置づけになります。しかし、部活動は教育的効果が高く、社会生活を営む上での生きる力の育成が期待され、教育的な意義が強く認識されているところです。久山中学校でも、重要な教育活動であるとして学校を挙げて取り組んでいただいております。ただ、中学校の先生方は大変お忙しい中に部活動の顧問として指導に当たっていただいております。確かに先生の熱意によって部活動の成績が左右されるかと問われれば、確かにそうだと思います。しかし、各部活動の内容にも専門性が求められておりますが、必ずしも先生ご自身の専門競技を担当できるとは限らないので難しい面もございます。

そのような中で、久山中学校の先生方はよく頑張っていらっしゃって、昨年はあまり大会成績がよくなかったということで、松枝校長先生のリーダーシップのもとに学校を挙げて部活動の指導に力を入れていただいています。その結果、今年度は大変素晴らしい成績を収めることができたと伺っています。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 先生方の熱意が子どもたちを育ててるということで理解してよろしいんでしょうかね。

それでは、次に入らせていただきます。

小・中学校の先生方の毎日の指導も部活動等の指導と同様に、先生方の熱意ある指導方法により子どもたちに与える影響も大きく変わると思うが、教育長の考えをお聞かせいただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） お答えいたします。

教育は人なりという言葉があります。よい教育のためにはすぐれた教師が不可欠であると考えております。ご指摘のとおり、教師の熱意ある指導が子どもの成長に大きく影響を与えます。私は、教師であるための第一条件は教育的な情熱と真剣さであると考えております。いかげんな姿勢やおざなりな態度で子どもに接しているのでは教育者としては失格です。情熱や真剣さは子どもに対する愛情の表れであり、また教職に対する使命感の表れでもあります。教育に対する熱意や情熱にあふれていることは必要条件であって、決してそれだけで十分というわけではありません。教師は担当する教科等の指導力を高めることや学級経営力を高めることが求められます。また、人として、社会人として、成熟した存在であることも求められます。すぐれた教師はそれらのことを十分に理解し、日ごろから研修と修養に励み、教師としての資質、能力向上に努めているものです。

繰り返しになりますが、教育は人なりです。優れた教師ばかりが久山町の学校に来ていただければありがたいのですが、県全体の教育振興を考えるとそれは難しいと思います。だからこそ人材育成という視点が必要となってきます。教員の専門性向上のための研修会は国や県でも行われておりますが、本町でもさまざまな研修を実施し、今求められている指導方法や内容を学ぶ機会を設けておりますし、学校内でもお互いに授業を見合い、授業改善に努めながら専門性を高める努力をしているところです。学び続ける教師こそ優れた教師であると思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは、部活動には教育委員会としてどのような指導、支援を行っておるのか、聞かせていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 部活動に対する教育委員会の支援ということですが、まず中学校部活動に対して部活動の充実、それから円滑な運営ということを目的に毎年、全部活動を対象にですが、年間160万円程度の補助金を出しております。

それから、学校教員以外の外部指導者を積極的に登用し、地域の方に専門的な技術指導を行っていただいているところです。現在は五つの部活動に計8人の方にご指導をいただいております。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） それでは、③に入らせていただきます。

先生方の指導方法や熱心さによって子どもたちの成長が大きく変わるとすれば、先生方に久山町に来てもらうため人事異動に教育長はどんな工夫をされておられるのか、まず聞かせていただきたい。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほども申しましたように、教師は情熱を持って熱心に子どもの指導に当たるということは、教師にとっては最低限必要なことであるというふうに考えます。程度の違いはありますけれども、この情熱というのはどの先生も持っていらっしゃるというふうに考えます。ただ、指導力量に関して言えばどうしても差が生じてきますので、人事異動の際には先生方の特性を見極めながら要望をしていくこととなります。もちろん内申の制度がありますので、教育長としてはそれを最大限に活用し、意見を述べております。

人事に関してどのような方針で行っているかと申しますと、まず第1に、本町が目指している教育の推進に寄与できる教員であること。第2に、各学校には学校独自の経営課題もありますので、その課題解決に貢献できる教員であること。この2つが主な方針でございます。

部活動の指導者については、学校の課題として考えられるときは校長先生としっかり協議をして要望していくこととなります。

教育長としては、糟屋地区内の小・中学校にどのような先生がおられるか、常日ごろから情報収集に努めております。ただ、教職員についての情報は校長先生の方がお詳しいの

で、校長としっかり協議をして進めているところでございます。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 縷々聞かせていただきました。大体わかってまいりました。

先ほどより教育長は教育は人なり、また人材育成を含めていろいろやるということでございます。まず糟屋地区内の小・中学校にどのような先生方がおられるのか、常日ごろから情報収集に努めていただきまして、久山町にいい人脈を連れてきていただくように頑張っていたきたいと思っておりますので、その点について再度教育長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 教育長。

○教育長（安部正俊君） 先ほども申しましたように、人事については県の教育委員会が行うものでございますので、教員の適正配置というところではバランスを取られるかと思いますが、町の教育を預かる教育長としましては、内申制度をしっかりと活用しまして精いっぱい努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 内申の制度をしっかりと活用して立派な先生を連れてきていただくということでございますので、今以上に子どもたちの成績が上がることを期待しております。よろしく願いいたします。

それでは次に、高齢者の自動車運転について町長に質問をさせていただきたいと思っております。

高齢者のブレーキ、アクセルの踏み違いで自動車事故が多発しております。久山町では高齢者が多く、おのおのが車を利用している。高齢者でどうしても車が必要な方々に対して、運転に関する補助は考えられないか。

東京都では、急発進防止装置等の取り付けに9割の補助を行っております。高齢者に対して運転免許返納の指導も必要であると思いますが、どうしても運転することが必要な方々に対する補助等も考えられないのか。

2019年9月6日の西日本新聞に掲載されているように、運転卒業後、要介護のリスクが倍になるという研究結果も出ております。そのことについて、補助についてのお答えを町長にお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 近年続いてます高齢者による重大な事故等に対して、免許返還を含めてのそういう対策についてのお尋ねだと思います。その一つとして急発進防止装置の取り付けに関する補助ができないかということでございますが、現在東京都が9割補助という

ことでそういう高い補助を出されてますけれども、まだ県内ではそういう動きはあっておりません。一つに資金的なものといいますか、財政的なものもあるだろうと思いますので、この辺はもう少し糟屋郡内でも検討していく必要があると思います。

午前中のときも言ったんですけど、今の新しい社会の課題としてこのような、これまでなかったような問題が出てきている。それを解決のためにすべてを各自治体が背負っていくのかと。これはやはり少し疑問があるんじゃないかなと思ってますので、国の動向あたりをきちっと見きわめながらこの問題については対応していきたいと思ってます。

それから、高齢者が運転免許証を返納した後に要介護のリスクが倍になるという研究成果が出てることについてというお尋ねですけども、私はその記事をよく見てなかったんですけども、どういう人たちを対象にどういう研究機関が結果を出したのかわかりませんが、いろんな要因があると思います。一つは免許証返納によってその人の行動範囲が狭くなるということから、そういう家にじっとしているとだんだん人間は年を取れば取るほど動かないと機能は脳とともに退化するという、そういうのがあるんじゃないかなと思いますので、高齢者の方の免許返納についてはご本人とともに、一つは本人の命を守る、加害者にならないということをまず第一に考えて、またそれに対するサポートについては家族の方が一緒にご協力をしていただく必要があるんじゃないかなと思います。そういった中で行政として支援ができるものについて今後検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） ここにも先ほど申しましたように、運転卒業の記事があります。

2019年9月6日の西日本新聞でございます。それから、県下の自治体では高齢者事故防止等1億1,353万円を増額、東峰村の今度の12月議会でございます。それには東峰村は1億1,353万円増額する本年度一般会計補正予算など、中に高齢ドライバーによる交通事故を防ぐための急発進防止装置の設置費用を補助する事業ということで予算も挙げております。各県内、交通機関が悪いところはそういうふうで皆迫っておられるんだと思っております。久山町も確かにエコバスもだいぶ内容も充実してきましたけれども、まだまだどうしても車に頼らざるを得ないところが多々ありますので、人生80年から100年の時代に突入することでございますので、そのことも含めて要介護のことを含めると急発進防止装置等に補助することは要介護度を防げれば、医療費の面からも考えたときにプラスかマイナスか、今後研究することが必要だと思いますので、よくよく考えてその補助等に前向きに検討していただければと思っております。町長の考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 高齢者に対するそういうサポート体制については、糟屋郡の町長会あたりでも検討してまいりたいと思いますし、また一つには、いろんな自動車メーカーあたりもセーフティーサポートカーの普及というのを進めていますので、いずれそういう車がある一定の高齢者については条件として付されるのかなという気もいたしておりますし、そういう状況を見ながら、郡内の状況も聞きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） ぜひ高齢者の運転の補助事業については、前向きに検討していただきますことをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後2時47分